

**令和 7 年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会
第 6 回スポーツ部会議事録**

1 日時：令和 7 年 1 0 月 1 4 日（火） 9：30～15：00

2 場所：千葉市役所本庁 3F L 会議室 303

3 出席者：

（1）委員

村上 真奈委員（部会長）、中村 亨委員（副部会長）、木藤 友規委員、
鈴木 孝子委員、高津 乙郎委員

（2）事務局

文化振興課 榎本主査、小泉主事
須長スポーツ振興課担当課長、北田主査、大黒主任主事、清水主任主事、
藤本主事

4 議題：

- （1）形式的要件審査（第 1 次審査）及び提案内容審査（第 2 次審査）の概要について
- （2）指定管理予定候補者の選定について
 - ア 千葉市こてはし温水プール
 - イ 千葉市大宮スポーツ広場
 - ウ 千葉市宮崎スポーツ広場
 - エ 千葉市幕張西スポーツ広場
- （3）今後の予定について
- （4）その他

5 議事概要：

- （1）形式的要件審査（第 1 次審査）及び提案内容審査（第 2 次審査）の概要及び審査の流れについて、事務局より説明した。
- （2）指定管理予定候補者の選定について
管理運営の基準等について施設所管課から説明の後、申請者のヒアリングを実施し、意見交換を行った。
 - ア 千葉市こてはし温水プール
 - イ 千葉市大宮スポーツ広場
 - ウ 千葉市宮崎スポーツ広場
 - エ 千葉市幕張西スポーツ広場
- （3）今後の予定について
今後のスケジュールについて、事務局から説明した。
- （4）その他
議事録の公開について、事務局から説明した。

6 会議経過：

○文化振興課職員 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻には少し早いですが、ただいまより令和7年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第6回スポーツ部会を開会いたします。

私は、本日の司会を務めさせていただきます文化振興課の榎本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが、お手元のファイルの参考資料2「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について（平成22年7月16日 千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項）」に定める非公開事項に該当することから、すべて非公開といたします。

まず、委員の交代がございましたので、委員の皆様のご紹介を改めてさせていただきます。

ご持参いただいております、「令和7年度市民局指定管理者選定評価委員会第6回スポーツ部会資料」ファイルの中の資料2「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会スポーツ部会委員名簿」をご覧ください。

改めまして、上から紹介させていただきますが、順天堂大学スポーツ健康科学部准教授、木藤友規委員でございます。

千葉市スポーツ推進委員連絡協議会副会長、第29地区町内自治会連絡協議会会長の鈴木孝子委員です。

公益財団法人千葉市スポーツ協会評議委員会会長の高津乙郎委員でございます。

公認会計士の中村亨委員でございます。

最後に、弁護士の村上真奈委員でございます。

以上、5名の皆様で行います。よろしくお願いいたします。

それでは、本日参加いたします職員をご紹介します。

「千葉市こてはし温水プール」、「千葉市大宮スポーツ広場」、「千葉市宮崎スポーツ広場」、「千葉市幕張西スポーツ広場」を所管いたします、スポーツ振興課担当課長の須長でございます。

それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

まず、机上的でございます、「諮問書」でございます。

次に、「令和7年度市民局指定管理者選定評価委員会第6回スポーツ部会資料」ファイルをお開きいただき、「次第」、「席次表」、「資料一覧」、資料1「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第6回スポーツ部会進行表」と、資料2「スポーツ部会委員名簿」となっております。

次に、資料3は公募の「千葉市こてはし温水プール」の選定に関する資料で、3-1が「応募者一覧」、3-2が「形式的要件審査（第1次審査）結果一覧」、3-3が「選定基準」、3-4が「採点表」、そして3-5が「財務分析資料」となっております。

資料4が、今度は非公募の「千葉市大宮スポーツ広場」の選定に関する資料で、4-1が「形式的要件審査（第1次審査）結果」、4-2が「選定要項」、4-3が「管理運営の基準」、4-4が「選定基準」、4-5が「審査表」、そして4-6が「財務書類分析シート」

でございます。

資料 5、6 は「千葉市宮崎スポーツ広場」、「千葉市幕張西スポーツ広場」の選定に関する資料で、枝番号は先ほどと同様となっております。

資料 7 が、「今後の予定について」でございます。

続いて、参考資料ですが、参考資料 1 が「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」、参考資料 2 が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について（平成 22 年 7 月 16 日 千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項）」、参考資料 3 が「部会の設置について（平成 24 年 7 月 24 日 千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項）」、参考資料 4 が「スポーツ部会で審議する公の施設一覧」、参考資料 5 が「千葉市情報公開条例・施行規則 抜粋」、参考資料 6 が「千葉市こてはし温水プール募集要項」、参考資料 7 が「千葉市こてはし温水プール管理運営の基準」、参考資料 8 が「千葉市スポーツ施設等設置管理条例・管理規則」、参考資料 9 が「千葉市スポーツ広場設置管理条例・規則」。

また、別冊として、申請者からの提案書をフラットファイルに綴って、ご用意しております。

おそろいでしょうか。不足等ございましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

（なし）

○文化振興課職員 それでは続きまして、会議の成立について、ご報告いたします。

本日の出席委員は、全委員の出席となっておりますので、「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例 第 11 条第 7 項において準用する第 10 条第 2 項」に基づき、会議は成立しております。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

これからの議事につきましては、進行を村上部会長にお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○村上部会長 それでは、「次第」に従いまして、議事を進行してまいります。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず、議題 1 の「形式的要件審査（第 1 次審査）及び提案内容審査（第 2 次審査）の概要について」に入らせていただきます。

事務局より、形式的要件審査の概要、提案内容審査の審議方法及び具体的な審議の流れについて、ご説明をお願いします。

○文化振興課職員 それでは、ご説明させていただきます。

形式的要件審査（第 1 次審査）及び提案内容審査（第 2 次審査）の概要について、ご説明いたします。

まず、公募施設の形式的要件審査（第 1 次審査）の概要について、ご説明させていただきます。

形式的要件審査につきましては、選定要項に定めております応募資格の各要件を満たしているか、また、失格事由に該当する者でないかにつきまして、申請者から提出された書類により審査するものでございます。

資料 3-2 「形式的要件審査（第 1 次審査）結果一覧」をご覧ください。

千葉市こてはし温水プールの応募資格の各要件及び失格事由でございますが、まず、応

募資格としまして、「ア 法人その他の団体であること。」から「コ」までの、9項目が応募資格要件となります。

次に、失格事由として、表に記載の「ア」から「キ」までの7項目が失格事由でございます。これらの応募資格及び失格事由について審査した結果を表の右側に記載しておりますので、応募資格を満たしていれば「○」、そもそも該当とならない項目は「－」で記載してございます。また、失格事由につきましては、該当がなければ「○」の記載をしております。

審査結果につきましては、後ほど施設所管課からご説明させていただきますが、この形式的要件審査（第1次審査）を通過した者のみが、次にご説明させていただきます提案内容審査（第2次審査）へ進むことができることとなっております。

続きまして、提案内容審査（第2次審査）の審議方法及び具体的な審議の流れについて、ご説明させていただきます。

まず、審議方法でございますが、申請者から提出されました「提案書」の記述内容につきまして、委員の皆様には、資料3－3「選定基準」に示す4ページの「採点基準」に従って、各審査項目を評価及び採点していただきます。そして、全委員の審査項目ごとに算出した得点の平均点の総合計をもって各申請者の得点とし、申請者の順位を決定してまいります。

次に、審議の流れについてでございますが、資料1の「第6回スポーツ部会進行表」をご覧ください。

進行表の「(3) 千葉市こてはし温水プール指定管理予定候補者の選定について」の下、「提案内容審査（第2次審査）について」の中に、「①一部審査項目の採点結果について報告」とございますが、まず、施設所管課より、公募から形式的要件審査（第1次審査）までの経過及び応募状況と、形式的要件審査（第1次審査）の結果につきまして、ご報告させていただきます。

続きまして、各申請者ごとにヒアリングを行っていただきますが、ヒアリングの前に、お手元の資料3－4「採点表」のうち、事務局であらかじめ採点した項目について、ご報告させていただきます。

その次に、資料3－5「財務分析結果」につきまして、公認会計士である中村委員より、計算書類等に基づき、ご説明をお願いしたいと存じます。

財務状況等をご説明いただいた後、申請者は入室し、申請者へのヒアリングを行っていただきます。

ヒアリングの場では、最初に申請者より、出席者の紹介を含め、提出した「提案書」について、10分以内で説明していただきます。その後、20分間の質疑応答を行っていただきますので、申請者へご質問がある場合は、この時間にご発言をお願いいたします。なお、20分が経過しましたら、申請者には退室していただきます。申請者間の公平性の観点から、ヒアリング時間は1者につき30分を越えないことといたしますので、よろしくお願いいたします。

申請者の退室後、約5分程度、お時間を取らせていただきますので、委員の皆様には採点をしていただきたいと存じます。

その後、すべてのヒアリング、今回は1者でございますけれども、終了しましたら、15

分程度、お時間を取らせていただきますので、採点をご確認していただき、「採点表」を確定させていただきたいと存じます。

記入が終わりましたら、事務局で採点表を回収させていただき、集計した後、「集計表」をお配りし、結果を発表させていただきます。

この集計結果をもちまして、本部会としまして申請者の順位を決定させていただき、選定理由などについて意見交換を行い、本部会としての意見をまとめさせていただきたいと存じます。

また、採点の結果で、過半数の委員が「D」の評価をした項目がある場合、または1人以上の委員が「E」の評価をした項目がある場合には、その申請者を失格とするかどうかについても協議していただきます。

審査が終了しましたら、「採点表」及び「集計表」につきましては回収させていただきますので、よろしくお願いします。

続きまして、今回は公募になるのですが、非公募の場合の形式的要件審査の概要について、ご説明いたします。

先ほどの公募の場合と、ほぼ同様の内容となっておりますので、公募の場合と比べまして相違する部分に関して、ご説明させていただきます。

応募資格に関しましては、公募の場合は「市の外郭団体でないこと」が要件となっておりますが、非公募の場合にはその要件が適用されないこととなります。また、失格要件に関しましては、公募の場合、「提出書類について市から修正の指示があった場合で、市が定めた期限までに市の指示どおりに修正を行わなかったこと」が要件となっておりますが、非公募の場合にはその要件が適用されないこととなっております。それ以外につきましては、公募の場合と同様の内容となっております。

続きまして、非公募の場合の提案内容審査の審議方法及び具体的な審議の流れにつきまして、ご説明させていただきます。

まず、審議方法についてでございますが、申請者から提出されました「提案書」が、市で作成した「選定要項」及び「管理運営の基準」の内容に適合しているかどうかにつきまして、委員の皆様にご意見をいただきたいと思います。と存じます。

次に、審議の流れについてでございますが、資料1の「第6回スポーツ部会進行表」をご覧ください。

「進行表」の「(2) 指定管理予定候補者の選定について」の「イ 千葉市大宮スポーツ広場」のすぐ下に「形式的要件審査結果等について」とございますが、まず、施設所管課より「非公募となった経緯」及び「選定要項」、「管理運営の基準」並びに「選定基準」についての説明と、形式的要件審査（第一次審査）の結果について、ご報告させていただきます。

次に、「団体の財務状況及び経営状況」につきまして、公募の場合と同様、公認会計士の中村委員より、計算書類等に基づき、ご説明をお願いしたいと存じます。

中村委員より財務状況等をご説明いただいた後、申請者に入室していただき、こちらも公募施設と同様、申請者へのヒアリングを行っていただきます。

その際、最初に申請者より、自己紹介を含め、提出した「提案書」につきまして、10分以内で説明していただきます。その後、20分間の質疑応答を行っていただきますので、

申請者へご質問がある場合は、この時間にご発言をお願いいたします。なお、20分が経過しましたら、申請者には退室していただきます。

申請者の退室後、申請者から提出されました「提案書」の内容が「選定要項」及び「管理運営の基準」の内容に適合したものであるか、あるいは不適合であるかについて、ご判断いただきます。

机上にお配りさせていただいております、「審査表」をご覧ください。

資料4-4「選定基準」の4ページから8ページの「3 提案内容審査」をご参考にしていただきまして、「審査表」の「評価」欄に「○」「×」をつけていただきます。

皆様の記入が終わりましたら、一度、事務局にて審査表を回収いたしまして、皆様の審査結果を集計いたします。

集計の間、委員の皆様は一旦休憩とさせていただきます。

その後、審査結果集計表をお配りさせていただきますので、その集計表とご自身の審査表を基に、「提案書」の内容に関して「より良い管理運営とするためにここはこうすべきである」などといったご意見等、意見交換をしていただきまして、最終的に部会としての意見を取りまとめていただきたいと存じます。

なお、集計結果によりまして、委員が1人でも「×」と判定した項目があった場合には、資料4-4「選定基準」の4ページの「(1) 審査方法」の下段にありますとおり、部会として、「○」と判断するか、条件を付して「○」と判断するか、申請者に当該審査項目に係る提案内容の修正を求めるか、あるいは失格とするかを、この場で決定していただくこととなります。

審査表につきましては、審査終了後、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○村上部会長 ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明について、何かご質問等ございますか。お願いします。

○高津委員 初めてなので。最初のこてはし温水プールの我々の採点というのは、どの用紙に書くのか。「5」とか何か、つけるのですよね。

○文化振興課職員 はい。採点表を配らせていただきまして、それに。

○高津委員 これから配るのか。

○文化振興課職員 はい。配らせていただきます。

○高津委員 分かりました。

○村上部会長 ほかにご質問ございますでしょうか。お願いします。

○木藤委員 資料3-3の7ページに採点基準がありますが、今回は共同事業体に該当すると思いますけれども、この場合、責任割合はどこで判断したらよろしいでしょうか。

○須長スポーツ振興課担当課長 一旦、口頭で読み上げます。

責任割合ですけれども、代表団体がコナミ、こちらが100分の58、58%。構成団体1位、これがイオンディライトになりますが、これが100分の37、37%。構成団体2位の千葉日報ですけれども、こちら100分の5、5%。

○木藤委員 ありがとうございます。

その場合に、あらかじめ得点をつけてくださっているところで、例えば満点のところ、

多分、同種の施設の管理実績が５点満点で「５」がついているのですが、千葉日報は初めてではないかと思うのです。そうすると、要するに満点がつかない団体が５％あったときに、この「５．０」というのは基本的に小数第１位を四捨五入しているという認識でよろしいですか。

○スポーツ振興課職員 はい。お見込みのとおりになります。３団体の責任割合に基づいて配点を、コナミスポーツとイオンディライトがそれぞれ５点ずつ、千葉日報社が０点となりますが、これを責任割合に基づいて案分し、合計したときに「４．７５」となりますので、少数第１位で切り上げ、５点になっております。

○木藤委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○村上部会長 ほかに、ご質問がおありになる方はいらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○村上部会長 では、次に、議題２「指定管理予定候補者の選定について」に移ります。

まずは、「千葉市こてはし温水プール」の選定になります。

それでは、施設所管課より、ご説明をお願いいたします。

○須長スポーツ振興課担当課長 ご説明を申し上げる前に、事前にご送付いたしました資料のうち、資料３－２「形式的要件審査結果一覧」につきまして、一部修正がございます。机上配付させていただきました。毎度のことながら、直前の差し替えで申し訳ございません。そちらのほうでよろしくお願いいたします。

千葉市こてはし温水プールの応募状況について、ご説明いたします。

資料３－１をご覧ください。

はじめに、前回の部会後から本日までの公募等の経過について、ご説明いたします。

まず、公募についてでございますけれども、７月２９日に市のホームページに募集要項等を掲載いたしまして、８月６日に申請者を対象として「募集要項等に関する説明会」及び「施設見学会」を開催いたしました。８月６日から１３日までの間、募集要項等に対する質問を受け付けまして、回答を８月１８日に市ホームページに掲載いたしております。

その後、８月２５日から９月１日の間に指定申請書等の提出書類を受け付けたところ、資料３－１「申請者一覧」のとおり、コナミスポーツ株式会社を代表団体とする「千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ」から応募があったところでございます。

続きまして、形式的要件審査（第１次審査）の結果でございます。

資料３－２をご覧ください。

「千葉市こてはし温水プール」の指定管理者の申請者に係る第一次審査の結果について、各審査項目の内容につきまして事務局にて審査した結果、当該申請者につきましては応募資格の要件を満たしており、かつ失格事由に該当しないということを確認いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○村上部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かご質問はございますか。

(なし)

○村上部会長 この後、またご説明がありますよね。

それでは、審査に移りたいと思います。

申請者、千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズについて、審査いたします。

まず、事務局であらかじめ採点した一部審査項目について、ご説明をお願いいたします。

○須長スポーツ振興課担当課長　それでは、一部審査項目の採点結果について、ご報告いたします。

お手元にお配りしております資料３－５「採点表」をご覧ください。

まず、「２（１）同種の施設の管理実績」につきましては、「同種の施設の管理実績」があることが提案書から確認できたため、５点といたしております。

「５（２）管理経費（指定管理料）」でございます。市の基準額以内の提案だった一方で、削減率は０．１％にとどまっておりますので、加算点は「０」として、合計１２点といたしました。

次に、「６（１）市内産業の振興」でございます。共同事業体３者のうち、市内業者が１者、準市外業者が２者であったことから、所定の算式に基づきまして２点といたしております。

次に、「６（３）市内雇用への配慮」でございますが、施設従事者の市内在住率が７７％であるため、２点といたしております。

最後に、「６（４）障害者雇用の確保」でございますが、所定の算式に基づいた結果、法定雇用率達成状況は１点、施設障害者雇用については次期指定期間において１人の雇用が確認できたため、１点を加算し、合計２点といたしております。

「千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ」の提案内容審査（第２次審査）の一部審査項目の採点結果についての報告は以上でございます。

○村上部会長　ありがとうございました。

ただいまの説明について、何かご質問はございますか。

１点、私からご質問があるのですが、これは申請者に聞くことかもしれないのですが、今回３者で団体をつくられているということで、その協定書というのが先ほどおありになるということでしたけど、この３者間でどういう契約をされているかというのは、市のほうであらかじめ確認されているということでしょうか。

これも申請者に聞くことかもしれないのですが、提案書の中で、この３者で連帯保証をされているというような記載がありましたので。ただ、責任割合も違うようですし、いろいろとやられている内容も、代表団体のコナミスポーツ株式会社があって、イオンディライトの方は恐らく維持管理業務、今回新しく入られるところは広報か何かを担当されるのかなと、一部の事業しか担当されないようでしたので、２社が。連帯保証というのは、どういう契約になっているのかなと思って、気になったのですけれども、その辺りは申請者にご質問させていただいたほうがよろしいですかね。

○須長スポーツ振興課担当課長　そうですね、各社の役割というのは我々のほうで確認しているのですけれども、連帯保証みたいなところが実際どういう話になっているかというのは申請者に確認したいなというふうに思います。

○スポーツ振興課職員　続けて。我々のほうで、共同事業体を構成される場合、代表者企業及び団体間での責任割合の規定があるものを提出してくださいということにしておりますので、今回の協定書の中から、その責任割合については読み取ることができる、あと構成団体のところから問題なしと判断していましたが、その連帯保証等については共同事

業体のほうにご質問いただければ助かります。

○村上部会長 分かりました。

3 者が共同事業体をつくるのは、なかなか難しい。これまで、このうちの 2 社でずっとやられてきていると思うのですけれども、三つの会社が共同事業体をつくって、何年間も瓦解せずにやられるのは、かなり難しいことではあると思うのですけれども。なので、3 者間でかなり綿密に打合せをして、通常、契約をされていると思うのですけれども、その辺りの契約の内容とかは、この 2 団体、共同事業体であることを審査する中で、市のほうでご確認はされないですかね。

3 者で恐らく何か合意書を交わされていると思うのですけれども、団体を構成するに当たって、そのときにかなり綿密に、要は全然違う会社でやっていくわけなので、そのうちの一部の人たちを一つにしてやっていかれると思うのですけれども、いろいろと合意内容を緻密に、恐らく 3 者で練り上げて、そういう合意書を作成されているはずなのですけれども、そこまでは確認はされないですか。普通に協定書で、やります、責任割合はこれだけですよというような、そこだけ確認されているということですかね。

○須長スポーツ振興課担当課長 そうですね。協定書の責任割合のところでは意図して表示されていますけれども、円満に解決、協議が成り立てば円満に解決、決定しますということ、新たな申請者になってはいますけれども、そのうちの 2 者が今までの指定管理者であって、新たに加わった 1 者というのが、役割はかなり明確に分かれている部分なのかなというのを我々のほうも今感じておりまして、それであれば、ある程度、話が、この割合の中で整理が付きやすいのかなというふうに。

○村上部会長 ありがとうございます。あとは、申請者の方にいろいろご質問したいと思います。

ほかにご質問がおりになる方はいらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○村上部会長 では、次に採点表の「2 (2) 団体の経営及び財務状況」について、公認会計士である中村委員より、計算書類等を基にご説明いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

(※財務状況等に関する意見交換の経過については、千葉市情報公開条例第 7 号第 3 号に該当する情報 (法人等情報) が含まれているため、一部表示していません。)

○中村委員 まず、資料 3-5 の最初、代表のコナミスポーツ株式会社からです。

まず、コナミスポーツ株式会社の安全性のリスクについては、単体では高いですが、親会社の支援の継続を前提に低いと、そういう判断をさせていただきました。

子会社であるので親会社の影響というのは受けますけれども、基本的には今現在、親会社であるコナミグループ株式会社の業績というのは非常に良好で、財務的にも良好だと思われます。

次に、収益性、成長性の判断というところですが、リスクは低いという判断をこちらでもさせていただいております。

続きまして、イオンディライト株式会社になります。

こちらは、安全性のリスクについては全ての目標値をクリアしております。また、財務的な規模についても、相当大的な規模ですので、特段問題はないと思っております。

次に収益性、成長性についても同様に、こちらについても安定的な利益が計上されておりますので、特段問題はないと思われます。

最後に、千葉日報社になります。

安全性分析について、こちらも目標値を大きく上回るほどの数字ですので、こちらも問題は全くないと思われます。

収益性、成長性についても、こちらもしっかりとした利益を每期計上されているので、特段問題はないと思われます。

簡単ですが、以上です。

○村上部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、何かご質問はございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○村上部会長 それでは、これから千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズのヒアリングを行います。では、ご案内をお願いいたします。

○木藤委員 ご案内の間に確認なのですが、参考資料に条例があるのですが、これは改正されていませんか。

○スポーツ振興課職員 改正されております。

○木藤委員 その改正後の料金表が本当は知りたかったのですが。令和8年、来年4月からの280円への値上げがどの程度なのか、知りたかったのですが、後で補足いただけますでしょうか。

○スポーツ振興課職員 はい。承知しました。

〔千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ 入室〕

○村上部会長 それでは、これからヒアリングを行います。

10分間で、本日の出席者のご紹介と提案内容を簡潔にご説明をお願いいたします。ご説明が終わりましたら、当部会の委員から質問させていただきますので、ご回答いただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、ご説明をよろしくお願いいたします。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ 皆様おはようございます。千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズでございます。本日は、このような貴重な場をいただき、ありがとうございます。

当グループからの出席者は、代表団体のコナミスポーツより、公共施設東日本運営部門責任者、本施設総括責任者、本案件担当者の私です。

構成団体のイオンディライトより、本社営業部門担当、本施設維持管理責任者、以上、5名でございます。

私たちは、現状を再検証した上で、いいところは継続し、課題については改善する事業計画を立案しました。

それではよろしくお願いいたします。

まず、1ページ目の下段をご覧ください。

今回、現指定管理者であるコナミスポーツ、イオンディライトに加え、多目的ホールや研修室などの活性化、それに伴う利用者数増加のため、市内企業であり、豊富な地域ネットワークを持つ千葉日報社を加えた3者体制で管理運営を行います。本施設のビジョン、ミッションの達成を目指すため、千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズと名づけま

した。

続いて、2 ページ中段、「次期指定期間に向けた三つの取組」をご覧ください。

私たちは、現状の再検証、市と目線を合わせる、市民の声に耳を傾ける取組を行い、改めて本施設を見詰め直しました。その結果、次期指定期間の理念を、みんなが主役、元気で生き生き、スポーツコミュニティ拠点としました。

また、これに基づく基本方針は、1、みんなが輝く活動拠点づくり、2、経験に基づく安心安全快適な施設づくり、3、地域に密着した施設づくりとし、現在の施設の課題を踏まえた取組で、本施設をさらに活性化させます。

次に、8 ページ上段、「プール監視員の配置」です。

代表団体は50年以上のプール運営実績によるノウハウを保有するほか、公共事業部門には水難学会の理事を配置しています。監視台やスライダー着水地点などの定点監視に加え、常に巡回して監視を行う職員も配置し、僅かな危険にも目が届くような体制としています。

次に、17 ページをお開きください。

先ほどお伝えしたとおり、次期指定期間は千葉日報社を加えた3者体制になりますが、下段の表のとおり、明確な役割分担の下、これまで以上に共同事業体間の連携を強化し、本施設の活性化に取り組みます。

次に、31 ページ中段をご覧ください。

私たちは、現指定期間中に発生した塩素ガス事故の教訓を基に、塩素ガスが発生しづらい薬剤への変更、塩素ガス濃度計の設置、職員の資格取得など、何重もの対策で再発防止策を講じています。

続いて、35 ページ、「施設利用者への支援計画」です。

利便性向上策として、上段の表の上から五つ目、ロッカーで使用する十円玉の両替機を設置します。

また、下段の表の快適性の向上では、一つ目の混雑時の臭い防止のための脱臭装置の設置など、現事業者ならではの現状を踏まえた提案で、市民のスポーツ活動を支援します。

次に、36 ページの下段をご覧ください。

本施設の利用促進のためには、施設認知度向上や、まずは足を運んでみたくなるきっかけづくりが必要です。元オリンピックでメディアでも活躍する水泳の伊藤華英さん、バレーボールの迫田さおりさんなどのトップアスリートイベントの開催や、現指定期間に開催し、200名もの方が来館された水中パフォーマンスショーを次期指定期間も開催し、本施設を盛り上げます。

また、次の37 ページ上段、本公募に向け、千葉市スポーツ協会と面談しており、パラスポーツコンシェルジュの派遣などの連携を図ることで、誰もがスポーツできるきっかけをつくります。

次に、42 ページの下段をご覧ください。

私たちは、新たに加わる千葉日報社のネットワークを活用し、ミュージックキャンパスちばによる生演奏や、市内企業による絵本のワークショップのほか、本の書き方教室や、写真の撮り方を学ぶカメラ講座で、本施設のビジョン、ミッションを達成します。

次に、45 ページをお開きください。

代表団体の強みである自主事業教室は、水泳教室やアクアビクス、ヨガなどのグループレッスンに加え、人気のある卓球教室を子ども対象に新設したところ、大人のクラスもつくってほしいとの声を多数いただいたため増設し、現在では大人、子どもともに、すべてのクラスが定員いっぱいです。

次期指定期間も、利用者ニーズを捉え、ライフステージに合わせた自主事業教室を展開します。

それでは最後になりますが、総括責任者より、次期指定期間に向けた意気込みをお話させていただきます。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ　私が着任してからこれまで、コロナ、大規模修繕と、普通であればお客様が離れてしまうような長期休館が2度ございましたが、いずれも休館明けにはほとんどのお客様が戻ってきてくださり、現在では新しいお客様も定着して、利用者数は年々伸びております。これはお客様との信頼関係、満足度の高さの表れであると自負しております。

また、地域での無料体験レッスンや心肺蘇生法指導、AEDの体験会、ごみ拾いなど、様々な活動によりまして、近隣の皆様、地域の皆様とも信頼関係が築けております。

私どもにお任せいただければ、さらなるお客様満足度の向上と地域貢献に必ずや貢献させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○村上部会長　ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問がございましたら、お願いいたします。

私からご質問したいことがあるのですが、提案書の17ページ、真ん中の辺りに円の図がありまして、千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズは3者が協力しているというような図があると思うのですが、そこに連帯保証というのを書いてあって、ほかのところにも連帯保証するというような記載があったのですが、具体的な連帯保証の内容というのはどういったものになりますでしょうか。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ　本当に万が一の話になるかと思うのですが、会社としてこの事業を継続できないという場合に、例えば千葉日報が難しいとなっても我々が引き受けたりとか、例えばイオンディライトが、ないと思いますけども、難しいとなったときに我々がその業務を引き受けて、例えば違う企業を探してくるのかとか。

要は、この5年間の指定期間をしっかりと続けられるようにさせていただく、対応させていただくというところで書かせていただいております。

○村上部会長　具体的に3者の間では、きちんとした連帯保証に関する、連帯保証契約というのがあるということでしょうか。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ　共同事業体協定書というのを今回締結はさせていただいておりますけども、指定期間が始まったら、また改めて3者の中で業務分担ですとか、そういった民間の契約を結びますので、そういったところも必要であれば織り込んで契約はしたいなというふうに思っております。

○村上部会長　では、現段階では、法的な意味で言う連帯保証契約を結んでいるわけではないということですかね。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ　はい。

○村上部会長　この3者間で業務の役割が分かれていらっしゃると思うのですが、

責任割合も違うということで、連帯保証というのは基本的にはコナミスポーツが、あとの2者が何か立ち行かなくなったときに、その部分を保証するというような、そういうイメージでしょうか。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ　そうですね。代表団体でもありますので、そこは責任を持って、事業を5年間しっかり継続できるようにさせていただこうと思います。

○村上部会長　残りの2者の方からの、要は、その逆ですけども、逆というのは考えられていないということですかね。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ　代表企業様のほうにということですよ。弊社も、そこら辺は、連帯保証というのを代表企業と今後結ぶということになりますと、運営側のほうも、弊社のほうで、コナミ以外にも全国に数々ありますので、そこに頼むということも考えております。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ　我々自身も、基本的にはないというふうに思っていますけども、本当に万が一、なったときは、例えば代替りの企業、我々もいろいろな、運営できる企業と付き合いがありますので、そこを、バックアップサービスではないですけども、そういったところにお声がけするということは責任を持ってやりたいというふうに思います。

○村上部会長　絶対性が必要というわけではなくて、連帯保証とあったので。私のイメージでは、ただ、責任割合がそもそも違って異なっていて、事業の内容も、いろいろと役割を分けられているので、その中で連帯保証というのはすごく難しいのではないかと思いますので。例えば代表団体でいらっしゃるコナミスポーツが、残りの2者のところを連帯保証するというのであれば、すごく理解できる、腑に落ちるといいますか、腑に落ちたのですけども、その逆というのはなかなか考えにくいかなと思ったので、ご質問させていただきました。ありがとうございます。

もう一点だけ、私からご質問があるのですが。3ページ目のところで、公の施設ですので、平等利用の確保というのは大事な点だと思うのですが、真ん中の辺りに信条、性別、身分、年齢等により合理的理由なくというような、その辺りの利用制限や人権侵害となる対応をすることがないよというところがあると思うのですが、最近、例えば外国にルーツを持つ方でタトゥーをされている方の問題ですとか、あとトランスジェンダーの方、例えば着替えをどちらでやっていただくとか、そういう問題というのは、こういう水の施設だとよくあると思うのですが、その辺りというのはどういうお考えでやられていますでしょうか。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ　まず、タトゥーに関しては、現在では、ほかのお客様に見えないようなラッシュガードを着ていただくとか、テーピングをして隠していただければご利用可能というふうにさせていただいております。

あと、トランスジェンダーの方に関しては、多目的更衣室、障害者用の更衣室を使っただいて、そちらは男女どちらでも使えるように対応しております。

○村上部会長　ありがとうございます。

トランスジェンダーの方というのは、ご自身から申告があるということなのですか。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ　例は今のところないのですけれども、

もしそういった方がいらしたら、自己申告になると思うのですが、そうしたら多目的更衣室を使っていただくというふうな取決めにしております。

○村上部会長 ありがとうございます。

ほかにご質問がおありになる委員の方はいらっしゃいますか。よろしくお願いします。

○木藤委員 ご説明ありがとうございます。

47ページ以降に収入支出の見積りというところがございまして、恐らく今後の条例改定が予定されているものを踏まえて、人数を掛けて緻密に計算されていると思うのですが、先ほどご説明がありましたように、スポーツ教室は既にもう満員状態で、こちらの施設はプールも夏はすぐく行列ができるというところがございしますが、施設の無料券配布、あるいは先ほどの各種イベントみたいなものは、要するに閑散期といいますか、冬場とか、その辺りの増加策として説明されているという理解でよろしいですか。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ ご理解のとおりでございます。

○木藤委員 今回こちらの47ページにあるトレーニング室、多目的ホール、研修室の値上げというところ以外は、条例をもっと確認すればよかったのですが、プール等はここに書かれているように、値上げはできないという理解でよいでしょうか。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ はい。

○木藤委員 分かりました。

それは千葉市のほうの問題かなという気がするのですが、本来は需要と供給の関係で言えば、夏場はもう少し料金設定を上げるとかしないと本当はいけない、限界に来ているのではないかと思います。とりわけ心配しているのが、収入と支出を、とんとんで、大体は見積もっていただいているわけですが、昨今、費用が加速度的に増えているわけですが、どうでしょうか、この5年間の見積りで2%ぐらいの支出の増加にとどめている印象なのですが、その辺りは。サービスのところで、ここでもう少し費用がかかるのではないかと気がするのですけれども、そこはどういう見通しでしょうか。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ 例えば人件費のところでいいますと、最低賃金というのはどうしても上がっていつてしまうところがありますので、そこはまさに、この10月も従業員の時給を改定させていただいておりますけども。

やはり9年間やってきて効率化できるところとか、あと提案書の何ページか、私は失念しましたが、マルチジョブとか、1人の職員がいろいろな業務ができるようにとか、そういう効率化を図っていくところで費用がなるべく増大しないようにというのは、やっていきたいなというふうに思っています。

それから当然、収入のほうは、本施設の課題自体が、2階の諸室の稼働率の向上と閑散期の利用促進というふうに思っていますので、そこで収入をどんどん増やしていつて、何とか安定的な管理運営ができるようにしていきたいなというふうには思っています。

○木藤委員 ありがとうございます。

以前、視察に行かせていただいたときに、2階、3階でしたか、和室で使いにくいところがあると伺いました。あそこはどういう計画になるのでしょうか。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ 二つありまして、一つは、おもちゃとか絵本とかを置いて、キッズコーナー的にも使えるようにしたいなというふうに思っています。今も夏場に入場制限がかかったときに空諸室の貸出しはしているのですが、和室

をそういった形にして、ホスピタリティではないですけど、待ち時間を快適に過ごせるようにしたいなというふうに思っています。

もう一つは、この1年ぐらい取り組んでいるところなんですけど、レンタルコミックというのがありまして、漫画を並べて、自由に見ていただくという取組を会社でも始めて、直営でもやり始めようかなというところではあるんですけど、そこで、同様ですけども、待ち時間とか、そういったところで和室を使っただくことを考えているところがございます。

○木藤委員 分かりました。ありがとうございました。

○村上部会長 ほかにご質問等、おありになりますでしょうか。お願いします。

○高津委員 施設の利用ということでは、利用者が安心安全に使える、それが大前提だと思います。施設面でいうと、ハード面で、いろいろ悪いところは修理するとか、あるいはソフト面では、やはり職員の役割が非常に大きいと思います。

その中でいいなと思ったのは、8ページにありますけれども、資格を持つ人たちを多く採用したり、あるいは研修して資質を高める、これは大変いいことだと思います。それでも、不測の事態、例えば火災が起きたり、あるいは地震が起きたりという対応ですけども、10ページに自衛防災組織ですか、これができているということで。ただ、実際に動かないと、訓練しないと、機能するかどうか量れないと思います。

18ページ、32ページ辺りに、いきいきプラザとの共同で、あるいは連携で行うということで、年1回ですか、やっているかと思うのですが、私は教員だったので、学校では必ず、どこの学校でも地震と火災の避難誘導を全職員、全生徒が行っているのですが、いきいきプラザとの連携でやるときに、どのような想定で、どのくらいの人たちが、例えば、もちろん、いきいきプラザとの連携ですから一緒に避難誘導すると思うのですが、プールで泳いでいたり、体育館、あるいは研修所で研修したり、そういう人たちも一緒に、中には工事をやっている人もと書いてあったのですが、プールで実際に水着で泳ぎますよね、そういう人たちも一緒にというようなことをしたのでしょうか。

どのような想定で。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ 今までも実施しております。2パターンありまして、休館日でお客様がいらっしゃらないときに職員が避難経路等の確認、動きの確認等をする訓練と、それから実際に営業中に、プールでは地震想定で、地震が発生した際にお客様に退水、プールから出ていただいて、避難出口まで誘導するというような訓練を今までも行っております。

○高津委員 それはぜひ続けていただきたいと思います。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ 一つ補足ですけども、プールで、例えば泳がれている方とか、トレーニングされている方は健常者に限らないと思いますので、例えば目が見えない方とか耳が聞こえない方に対しても、障害をお持ちの方もしっかり安全に誘導できるように、そういったところは会社としてもやっているところではございます。

○高津委員 ありがとうございます。

○中村委員 ご説明ありがとうございました。

今後5年間、事業を継続していただくところが前提のお話のところ、まず代表企業様のコナミスポーツ株式会社そのものについて。

まず、会社が属する業界の今の経営環境とかがどういったものかというところと、あと今後の業績、財務的なところに与える、特にマイナスの影響ですね、競争が激しいですとか、特に親会社が上場していますので、なかなか会計基準的にも厳しい、減損とか、そういう可能性がある、不採算の店舗はそういう処理を迫られるところがあると思うのですけれども、今後5年程度のところの業績等の見込み、財務的に与える影響のマイナス面等、何か考えられるものが、今のうち把握されているものがあるのであれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。と思っています。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ ありがとうございます。

業界を取り巻く環境というのは非常に厳しいものがありまして、皆様もご存じのとおり、コロナ禍において、いわゆる24時間型のスポーツジムが出店してきていまして、いわゆるスポーツ人口は変わらない中で施設の数だけが増えてしまうというのが、直営施設のほうで今課題になってきております。そういった部分のマイナス影響で、今後どういうふうに影響していくかというところではあるのですけれども。

私たちコナミスポーツクラブとしても、ただ現状の直営施設だけで運営をするわけではなくて、新しい業態をどんどん今出しているところです。3年ぐらい前からピラティスマラーというようなピラティスに特化した施設というものを、小型なのですけれども、出店させていただいて、非常にこちらは好調に推移していて、コナミスポーツ全体の業績を底上げしてくれています。

これに満足することなく、プラスで今パーソナルトレーニングというのが非常に世の中で受け入れられていますので、パーソナル30という小型の、パーソナルジム特化型の施設というのも今提供させ始めていただいています。この二つが底支えしていくことと。

あとは、懸念だった、コロナ禍で非常に皆様にご心配をおかけした直営施設のほうも、今期、V字までは行かないですけれども、コロナ前の8割ぐらいまでは復調してきておりまして、こちらも会社を底支えする順調な推移を見せているところです。

先ほどおっしゃられていた不採算の施設というところに関しましては、こういった好調の要因を受けて、不採算施設を閉めるにも非常にお金がかかるものですから、そういったもののキャッシュが今確保できてきていますので、大体年に4、5店舗程度、不採算施設を閉めていくことで、さらなる会社の業績改善に努めているところでございます。

今年度におきましては、この辺を十分安心していただけたところまで持っていけるかなというふうに思っています。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ 一つだけ補足させていただくと、学校の水泳の授業も今、加速度的に増えていますので。

百何十校でしたか。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ 176。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ もう加速度的に増えていますので、そこはまだ自治体のニーズも、ほかにも、まだやられていない学校とか自治体もありますので、そこはどんどん、もう少し増えるのかなというふうには思っています。

○中村委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○村上部会長 ほかにご質問等おありになりますでしょうか。よろしく申し上げます。

○木藤委員 条例に関しては議会のほうが決めることですが、今回の料金改定に

関して何かしらヒアリングを受けたということはあるのですか、この料金改定に対して。要するに、現場がこの金額だと厳しいよというのを、きちんと言う機会があったかどうかということです。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ 値上げに関しての打診はありまして、どれぐらいであればお客様の継続に支障がないかというような聞き取りがありました。私どもとしては、現状でもやりくりはできるというようなお答えはしたかと思います。特にこれぐらい上げてほしいとか、プールを上げてほしいというお答えはしておりません。

○木藤委員 人口動態を考えますと、今後はどんどん人数が減っていく。利用者数に関しては、あれだけ夏場に並んでいれば、確に見通し5年としては、利用者数というところは、人口が減っていても集客を維持できるという見込みはあるのですが、やはりいろいろなものの費用が上がっていますので、ぜひ次の5年後には、適切な料金設定ができるようにすべきではないかと思います。別に条例で料金の上限を現行の2倍ぐらいに設定しても、その金額にする必要は当然ないわけです。ただ、利用料金が条例の上限いっぱい設定されている現状は、危ないかなと思います。条例は急に変えられないとは思いますが、経営の実態とか、状況の急変で、いろいろ費用等がかかってきたときに、ある程度は柔軟に対応できるようなところは必要だと思います。もしかすると、このスポーツ部会から言っておいたほうがいいのかという気はしましたので、それで少し確認させていただいた次第です。ありがとうございました。

○村上部会長 ほかに、ご質問等おありになりますでしょうか。

私から最後に1点だけ。温水プールということで、基本的にはスポーツというのが中心になってくると思うのですが、今回いろいろと文化イベントも開催予定のようで、周辺の方とか、いろいろな施設に対するイメージからして、この文化イベントの開催でどのくらいの集客を見込まれていますでしょうか。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ 直近で、いきいきプラザと合同で文化イベント、秋のフェスティバルというのをやったのですけれども、そこには500人ぐらいの方がいらっしゃいました。ふだんは来館されない方もいらっしゃって、文化イベントに参加されることによってスポーツ施設も見えていただいて、そこから利用につながっているということもございますので。いきいきプラザのほうは文化イベントが多いですから、これからもコラボして、連携して続けていきたいと思います。

○村上部会長 いきいきプラザの方にもっとプールなどに来ていただくような、そういう目的も含まれているということですか。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ そうですね。いきいきプラザは高齢者の利用がほとんどなのですけれども、やはりお風呂だけとか、囲碁や将棋だけとか、カラオケだけとか、そういう方が多いものですから、そういう方にもアプローチして、ぜひ健康寿命を延ばすためにもうちの施設をご利用くださいというのを、文化イベントのときに宣伝としてお知らせしております。

○村上部会長 ありがとうございます。

送迎バスを廃止されるということで。個人的には私は、やめられたほうがいいのかないかなと思ってはいたのですけれども、いきいきプラザの方の利用者がバスをかなり利用されているということで、いきいきプラザのほうから反対のお声とかは上がらなかったで

しょうか。

○千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ　　そこまで、正直、いきいきプラザとまだ相談していないところではありますので、おっしゃるとおり、いきいきプラザの利用者の方が何人か乗っていらっしゃるというか多いというのは現場からも聞いておりますので、その説明は丁寧には当然でしょうかと思います。ただ、あくまでも、こてはし温水プールの管理運営で頂くお金というところを考えたときに、ほかに、イベントであつたりとか、ほかの投資だつたりとか、そういうものに使ったほうがいいのかと、判断させていただいたところでございます。

○村上部会長　　ありがとうございました。

では、よろしいでしょうかね。

(なし)

○村上部会長　　では、お時間となりましたので、これでヒアリングを終了いたします。千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズの皆様、どうもありがとうございました。

〔千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズ 退室〕

○村上部会長　　それでは、今のヒアリングを踏まえまして、委員の皆様方におかれましては採点のほうをお願いいたします。

○須長スポーツ振興課担当課長　　先ほどのヒアリングの中に連帯保証とございましたけれども、説明的には、どこか1者が欠けた場合という話がありました。実際は、どこかの企業が欠けた場合は構成員が変わるので、そこで多分、指定管理者を再度、選定し直すことになるのかなと。

○村上部会長　　分かりました。ありがとうございます。

では、11時まで休憩ということでお願いいたします。

(休憩)

○村上部会長　　それでは議事を再開いたします。

事務局から集計結果の報告をお願いいたします。

○文化振興課職員　　それでは、集計結果をご報告いたします。

お手元にお配りしました「集計表」をご覧ください。

集計表の一番下の合計欄の右端が総得点となり、総得点が107点でございます。なお、0点をつけた方、もしくは過半数の委員で「D」、もしくは1人の委員で「E」の評価はございませんでしたので、あわせてご報告いたします。

○村上部会長　　ただいま事務局よりご報告いただきましたとおり、千葉市こてはし温水プールの指定管理予定候補者とすべき者は、千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズとすることよろしいでしょうか。

(なし)

○村上部会長　　次に、選定理由として、千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズの提案内容において、優れている点や工夫が見られる点、意見などについて、具体的なご意見をいただきたいと思います。

何かご意見等おありになる方、お願いいたします。

○高津委員　　例えばいいと「4」で、著しくいいのが「5」ということで、私初めてで、比べるものがあればそちらと比べたのですが、かなり私はいい提案だと思ったので、低い

というのは、どの辺がどうなのかというのが、分からないなと思う感想です。

○村上部会長　恐らく「C」をつけると3点になるかなと思うのですが、「C」だけ聞くと低いように思われるのですけれども、市の定めている、具体的な言葉は忘れましたが、基準を満たしていると、それが「C」ということになるので。

例えば5というのは「A」ですかね。「5」というのは市の定めている基準をかなり、はるかに上回るというようなところで、「5」をつけづらくなってしまうというのはあるのかなと思います。市が定めている基準より少しいいと思うものは恐らく「B」というような。そうするべきだというわけではないのですが、心理的にそうしたくなるような基準になっているといいますか、ということなのか。

○高津委員　自分が評価するときに、ここが全体的に見て足りないから、これは「4」だなとなるけど、自分では、もっと超えたらというのがイメージできなかった。著しいという言葉が、きついですが、大変いいなと思って。

確かに「3」が普通なのですよ。超えているねと、駄目ではなくてですよ。

○村上部会長　そうですね。

採点表を見ていくと、皆様が高評価されているのは、上のほうで皆様が「5」をつけられている同種施設の管理実績がやはりあるという点、これはコナミスポーツが相当やられているというところで、ここが高い評価になっているのかなと思います。

あとは、平均が「4.4」となっているところは開館時間、休館日の考え方というところで、これが申請者のほうで千葉市の基準より上回っているご提案をいただいているというふうに多くの委員の方が評価されたというところかなと思います。

あとは、同じく「4.4」となっているのが自主事業の効果的な実施ということで、いろいろとまた新しい自主事業を考えられているというところで、こちらも評価された方が多いところかなと思います。

あとは、おおむね基準はクリアされているという点数配分になっているのですが、比較的、相対的に低いところというと、「3.6」というところが低めですかね。5人中3名の方が「3」ですけれども。

私としては、意見交換のときに木藤委員からもご指摘がありましたとおり、支出のところがあまり上がらないような計画というのは、具体的に何をやられるのかというのが少し見えなかったところもあったりしたので。

低いといっても「3.8」とかですので、低くもないですけれども。今、私が指摘させていただいた以外に、何か意見として出しておきたい点ですとか、ここは評価に値するというふうに思われる点などもあれば、ぜひ言っていただきたいと思いますけれども。お願いいたします。

○中村委員　私は今回、文化イベントのほうにやはり新しく、足りない部分に千葉日報社を入れているのは非常に、本当にいい話だなと思っております。この前のアイススケート場もたしかそうだったのですが、結局1者だけだというところで。これはどうなのか。やはり1者だけだから仕方がないというふうに思われているのか。もっと2者、3者と来ないのは何かしら理由があるからだと思うのですけれども、そういったところで市のほうで何かお考えというのはあるのでしょうか。

○須長スポーツ振興課担当課長　そこについては、個人的な見解なのですが、実は

1 社しかいなかったというのは驚きました。やはり市のスポーツ施設の中でも、かなり優秀な施設で多くの人が来ますので、大手は裏返すと、やはり先を見据えたときに、費用的にどうしてもという施設にはなっていなかったのかなという。

あと、施設が古くなってきているのもありますので、その部分は市としても、そんなに先にならないうちに、また大きな工事をしなければいけない施設にはなります。そこも少し影響しているのかなというふうに思います。

○スポーツ振興課職員 加えてになりますが、今回8月6日に説明会を開催したときには、この共同事業体を除いて、ほか2社から、応募は、参加希望はありました。説明会参加されたりという中で、やはり費用的に難しいというふうに感じられる部分があったのかとは思われますので、次の5年後に向けて、また物価等も変わってくると思いますので、市のほうでも管理経費が十分足りるのかというのは精査しなければいけないなと考えています。

○村上部会長 説明会では質疑応答などもあるのですかね。来られた方からの。

○スポーツ振興課職員 説明会ですと質疑応答というのは実はなくて、一般的なことであったり、施設のこれはどうだということところはもちろんお受けするのですが、説明会ではそれは受けなくて、後日、文書のほうでご質問いただいて、ひとしくホームページのほうに公開して、回答するという形を取っています。

○村上部会長 難しくて申請をためらわれた、躊躇されるようなフォームになっていないのですかね。ご質問の内容などから、こういう点が理由で申請されなかったのではないかなとか、そういう推測というのはある程度できるものでしょうか。

○スポーツ振興課職員 そうですね、やはり管理経費についてであったり、いきいきプラザとの協働についてどうかと、気にされるような事業者は多くおられましたので。

その点で行くと、現職のコナミスポーツ代表企業については既に管理しているというところで、そういったネックがなかったのかなとは思いますが。新規参入するとなると、初期投資であったり、他事業者との調整というのがネックになっているのかなと、個人的な部分ですが、感じております。

○須長スポーツ振興課担当課長 次回に向けては、我々としまでも応募者が複数になるようにというのが一つの視点であるといいと思っています。

○村上部会長 ほかにご意見等おありのある方、お願いいたします。

○木藤委員 何度か申し上げているところですが、こういう稼げる施設に関してはどんどん稼いでいただいて、その分、利益還元というのがありますから、そちらの利益還元を使って、先ほどおっしゃっていたような施設の老朽化等に対応できるような還元をしていただいて、よりよい施設にしていくという考え方もあると思います。できれば条例のところで、もう少し参入しようかなと思う企業が増えるような料金設定というのを考えて、その中で、先ほど中村委員もおっしゃっていましたが、いわゆる競争が生まれるような形が出てこない、なかなか次の一步には行かないかなと思います。

今、夏は利用者数が多くて、行列ができていますので、注文をつけるとすると、私も何度か利用させていただきましたが、あそこに行くと、待っているというのは大変なので。こちらの施設だけではないかもしれませんが、もう少し予約システムの導入をご検討いただくと、本当は助かる人が多いのではないかなと思います。せっかく行っても、泳

げないとなると、大変残念な印象を与えることになります。

料金を上げるということには別の観点もありまして。もう夏場だと、すごい人数なので危ないということもありますので、利用者が適正な人数できちんと利用できるためには、料金を調整して、需要と供給の関係から、利用者数を少し適正に持っていくということも必要だと思います。

以上です。

○高津委員 多くなると、入場を待たせるのですか。そうすると、行って、例えば暑い中で待っていると。

○村上委員 混雑状況というのは何か分かるようになっていないですか、ホームページとかSNSとかで。

○スポーツ振興課職員 現状、ホームページやSNSで混雑状況をお示ししているものはございません。

○高津委員 駐車場は書いてあるのですけれども。

例えば何時間待ちになるといったら、では今日はやめようかなと思うけど。

みんながホームページを見るわけではないですからね。

○村上委員 うちも夏は行かない。行っても混んでいるだろうなと思って、行かないようにやはりしていますね。

ほかに、ご意見等ございますでしょうか。

(なし)

○村上部会長 では、意見を取りまとめますので少しお待ちください。

では、選定理由といたしまして、皆様のご意見や採点表のほうを確認いたしますと、まず千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズは、特に同種の管理実績が豊富であることと新しい自主事業を提案されている点、2点において優れていたというところで評価できるというご意見が出ております。

また、文化面の取組についてですけれども、新しいパートナーを迎えて取り組んでおられる点についても工夫が見られたということで、評価できる点として上げさせていただければと思います。

さらに付帯意見といたしまして、支出の削減について一層の努力をしてほしいという点と、夏場の待機者への対策を検討してほしいという点が、委員の皆様からありました。

また、市に対する意見ですけれども、利用料金の設定を検討していただいて、ほかに申請者の方が複数あるような、新しい団体の方の参入を促すようにしていただきたいという点と、これも利用料金の点ですけれども、適正な利用者数を維持できるような、そういう側面からも利用料金の値上げというのを検討してもよいのではないかという意見を上げさせていただければと思います。

こちらを踏まえまして、私と事務局にて調整した意見をまとめていくということで、ご一任いただきたいと思います。

それでは、千葉市こてはし温水プールの指定管理予定候補者とすべき者を、千葉スポーツコミュニティ創造パートナーズといたします。

千葉市こてはし温水プールの審査は以上となります。

それでは、ここで昼休憩といたします。再開は12時半でお願いいたします。

(休憩)

○村上部会長　それでは時間になりましたので、再開いたします。

では、千葉市大宮スポーツ広場の審査を行います。

事務局より、候補となった経緯及び管理運営の基準と、形式的要件審査、第一次審査結果について、ご説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課職員　須長担当課長なのですけれども、ほかの業務がございまして、代わりに説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、ご説明の前に、事前に送付いたしました資料のうち、資料４－６、「財務書類分析シート」について、一部変更がございます。毎度毎度で申し訳ございませんが、変更後のものにつきましては机上に配付いたしましたので、大変お手数ですが差し替えのほうをお願いいたします。度々の変更で大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○スポーツ振興課職員　それでは、大宮スポーツ広場について、ご説明いたします。

はじめに、次期指定期間を非公募とした経緯について、ご説明させていただきます。

指定管理者制度創設の背景には、公の施設の管理運営を行う者について、民間事業者等にも広く門戸を開放し、そのノウハウを活用することにより住民サービスの向上を図る目的があるため、本市では、候補者の選定において公募を原則することが、「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例（以下「選定条例」という。）第２条」で定められてございます。

ただし、「参考資料１」に添付しております「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」の第２条第３号により、「市の施策その他の事由により公募の方法によらないことについて合理的な理由があるとき」は例外的に非公募とすることができる旨が定められております。

千葉市大宮スポーツ広場は主に地元の方々が利用されており、その管理運営については開設当初から地元の自治会やスポーツ推進委員などで構成される管理運営委員会で行われてまいりました。

「市民との協働」、「地域活力の積極的な活用」により、効率的かつ効果的な運用を図ることを目的として、非公募で選定するものでございます。

続きまして、選定関係書類について、説明いたします。

資料４－２「大宮スポーツ広場選定要項」をご覧ください。

選定要項におきましては、第５回スポーツ部会でご説明いたしました「こてはし温水プール」、「スポーツ施設・都市公園施設・花島コミュニティセンター」の募集要項とおおむね同様となっておりますので、相違点を中心にご説明させていただきます。

最初に、３ページをご覧ください。

「３ 選定の概要」についてでございます。

「（１）管理対象施設」は千葉市大宮スポーツ広場で、「（２）指定期間」は「令和８年４月１日から令和１３年３月３１日」までの５年間でございます。

「（４）選定の手順」でございますが、申請者への選定要項等の交付を令和７年８月２０日に行い、提案書類以外の提案書類を９月３日に、提案書類を９月２２日に受け付けてご

ざいます。本日の選定結果を受けて、選定結果の通知を10月下旬に行った後、仮協定を締結し、令和7年第4回定例会において指定の承認後、令和8年1月に協定を締結する予定でございます。

次に、「4 管理対象施設の概要」でございます。

「(1) 設置目的等」でございますが、千葉市スポーツ広場設置管理条例上の設置目的は、「市民の健康増進を図る」ことでございます。ビジョンとしましては「市民の健康増進を図る」こと、ミッションとしましては「スポーツ・レクリエーション活動の場を提供する役割を担う」としてございます。

次に、4ページをご覧ください。

「(3) 指定管理者制度導入に関する市の考え」でございます。

表をご覧ください。

「成果指標」を①「利用者数」としまして、「数値目標」については、過去の実績から目標値を設定し、「年間1万1千人以上」としてございます。

②「総合満足度」は今回新たに設定したものでございまして、「数値目標」についてはアンケート調査項目「スタッフの対応」の「とても良い」、「まあ良い」の合計が80%以上かつ、「今後も継続して利用したいと思いますか」の「はい」が95%以上としております。

「5 指定管理者が行う業務の範囲」以降、10ページまでは、省略させていただきます。

次に、11ページをご覧ください。

「9 経理に関する事項」でございます。

「(1) 指定管理料」でございますが、本施設においては使用料制度を導入しております。利用者にお支払いいただく使用料は指定管理者の収入ではなく、直接、市の歳入となります。そのため、「指定管理委託料」のみで施設の管理運営を行うため、指定管理料と管理運営費は同額となります。

使用料制度の導入理由といたしましては、本施設においては、先ほど申し上げたとおり、地元の自治会等で構成される管理運営委員会を非公募で指定するものでありますことから、安定した管理運営を行うためには、その経費については市からの委託料で賄う必要があるためです。

「指定管理料の基準額」でございますが、大宮スポーツ広場における指定期間全体の指定管理料の基準額は、5年間の総額で1,846万円でございます。

以降、第5回スポーツ部会において説明させていただきました、ほかの施設の募集要項と同様となっておりますので、恐れ入りますが、省略させていただきます。

選定要項につきましては以上でございます。

次に、資料4-3「指定管理者管理運営の基準」でございます。

管理運営の基準につきましても選定要項同様に、第5回スポーツ部会においてご説明させていただきました、ほかの施設との相違点を中心にご説明させていただきます。

最初に、3ページをご覧ください。

「第2 施設の概要等」、「1 施設の概要」でございます。

表をご覧ください。

「所在地」は「千葉市若葉区大宮町3417番地」、「開設日」は「昭和62年4月1日」、

「敷地面積」は「7,853.43平米」でございます。

主な施設としましては、「野球場」、「庭球場」がオールウェザー1面と、「多目的広場」及び「管理棟」でございます。

「使用時間」につきましては「午前9時から午後5時まで」、「休場日」は「年末年始の12月29日から翌年1月3日まで」でございます。

次に、5ページをご覧ください。

選定要項で説明いたしました、本施設においては使用料制度を採用、導入してございますので、「(5) 使用料制度の留意点」としまして「ア 使用料の徴収」、「イ 使用料の減免」、「ウ 使用料の徴収・管理」について、定めてございます。

以降、18ページまで、第5回スポーツ部会において説明させていただきました、ほかの施設と同様となっておりますので、こちら省略させていただきます。

次に、19ページをご覧ください。

「第6 その他の重要事項」でございます。

「1 修繕」に関しては、軽微なものを除き、原則として市が直接、実施することとしております。

以降につきましては、恐れ入りますが省略させていただきます。

管理運営の基準につきましては以上でございます。

次に、選定基準について、ご説明させていただきます。

続きまして、資料4-4をご覧ください。

「審査項目」、「評価基準」につきましては、おおむね指定管理者制度の担当部署である業務改革推進課の作成した「選定基準のひな形」のとおりとなっておりますが、主なポイントについて、ご説明させていただきます。

まず、4ページをご覧ください。

非公募施設におきましては採点を行わないことから、「判定結果」を「○」か「×」といたします。

審査の結果、委員のうち1人でも「×」の評価を行った項目がある場合には、選定評価委員会において協議を行っていただきまして、記載されているいずれかの対応を決定することとなります。

次に、「(2) 審査項目及び審査の視点」ですが、各審査項目における判定基準について記載してございますので、そちらの基準に基づき判定をお願いいたします。

次に、7ページをご覧ください。

「5 施設の管理に要する経費を縮減するものであること」ですが、ほかの施設においては収入を含む見積りの妥当性を判定するものとしてございますが、本施設においては使用料制度を採用しているため、支出のみ、妥当性を判定いただければと存じます。

変更点につきましては以上となります。

選定基準につきましては以上でございます。

大宮スポーツ広場の選定関係書類の説明は以上となります。

続きまして、形式的要件審査結果について、ご報告いたします。

資料4-1「形式的要件審査（第一次審査）結果」をご覧ください。

ご覧のとおり、大宮スポーツ広場管理運営委員会につきましては申請資格の各要件を満

たしており、失格事由のいずれにも該当しないことを確認いたしました。

なお、「千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会」は収益事業を行っていない任意団体であることから、応募資格の「イ」から「ケ」については対象外の項目であるため、「一」を記載しております。また、「オ」①につきましては照会中となっておりますが、調査同意書を提出いただいた上で調査を行い、滞納がない旨を確認しております。「コ」につきましても照会中となっておりますけれども、警察から回答をいただきまして、暴力団、暴力団員、暴力団密接関係者でないことを確認しております。

形式的要件審査結果報告は以上でございます。

事務局からは以上です。

○村上部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、何かご質問はございますか。

私から1点お伺いしたいのですが、審査表の項目で、こちらの大宮スポーツ広場の該当がないといえますか、「○」か「×」かを判断するにも、例えば従業員の管理能力向上策とか、そもそも該当しないといえますか、考慮しなくてよい項目があるかと思うのですが、そちらについては無記載といえますか、どう記載すればよろしいでしょうか。ほかに、必要な専門職員の配置のところも恐らく関係ない部分かなと思うのですが。

○スポーツ振興課職員 ごめんなさい、後ほどお調べして、もう一度お答えさせていただきます。

○村上部会長 分かりました。

ほかにご質問等おありになる方はいらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○村上部会長 では、続きまして提案内容審査に入ります。

審査表の「2(1)団体の経営及び財務状況」について、公認会計士である中村委員より、計算書類等を基にご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(※財務状況等に関する意見交換の経過については、千葉市情報公開条例第7号第3号に該当する情報(法人等情報)が含まれているため、一部表示していません。)

○中村委員 大きな規模ではないので、赤字が出ないような仕組みで運用していただければ、基本的には問題ないと思います。

以上です。

○村上部会長 何かご質問のある方はいらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○村上部会長 それでは、これから「千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会」へのヒアリングを行います。

「千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会」の皆様を、こちらへご案内をお願いいたします。

〔千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 入室〕

○村上部会長 それでは、これからヒアリングを行います。よろしくお願いいたします。

10分間で本日の出席者のご紹介と、提案内容を簡潔にご説明をお願いいたします。ご説明が終わりましたら同部会の委員から質問させていただきますので、ご回答をお願いいたします。

それでは、ご説明よろしく願いいたします。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会　それでは、提案書について説明させていただきます。

時間の都合がございますので、主な項目別についてのみの説明とさせていただきます。

まず、1 ページ目をご覧ください。

市民の平等な利用を確保するとともに、「(1) 管理運営の基本的な考え方」となります。当会としましては、指定管理制度を単なる業務委託ではなく、市と指定管理者が適切なパートナーシップによって公の施設の管理として効果的な管理を目的としてございます。

次に、2 ページ目をご覧ください。

「(2) 管理運営への進行体制」ですが、当会は地区体育振興会、町内自治会、スポーツ振興委員、スポーツ団体等の代表をもって構成しており、構成員の中から運営委員会の責任者として会長ほかの役員を互選で決めてございます。

組織体制としては、ページ下部にあります9名ほどで管理に当たってございます。

次に、飛びますけど、8 ページ目をご覧ください。よろしいですか。

「(6) 施設の保守管理の考え方」ですが、関係法令の定めなどを参考に、日常点検や定期点検などを行ってございます。点検において、損傷などを発見した場合には速やかに市に報告の上、修繕の実施について決定しております。

次に、9 ページをご覧ください。

「(7) 設備及び備品の管理、清掃、警備等」については、設備の正常な機能を維持、保持し、利用者の安全、快適に施設を利用できるよう、点検や保守を行ってございます。清掃業務についても、利用者が快適に活動できる清潔な状況を保てるよう、日常清掃や定期清掃を行っています。

次に、10 ページをご覧ください。

「(1) 関係法令の遵守」については、千葉市個人情報保護条例や千葉市行政手続条例など、関係法令を遵守しております。

次に、飛びますけど、14 ページをご覧ください。

施設利用者への支援計画ですが、常にサービスの提供であると認識を持ち、利用者が快適で安心して利用でき、再び利用したいと思えるように、利便性や公共性や安全性に配慮した、心のこもった接客と、親しみの持てる接客を心がけてございます。

施設利用の方は高齢の方も多いため、接客時にはゆっくり、また分かりやすく、丁寧に話すように、心がけてございます。

次、15 ページをご覧ください。

「施設の利用促進の方策」としては、市民の利用促進や利用拡大を図るため、回覧板等により効果的な広報、宣伝活動を行ってございます。また、本施設の利用者の多くは周辺にお住まいの方々であることから、声かけによる利用促進も行っております。

16 ページの下段をご覧ください。

「利用者からの苦情等について」は、誠意をもって対応するように努めるとともに、速やかに市に報告しております。また、どのようなケースであっても、安易な対応を行わず、誠意のある適切な初期対応を行っております。

次、飛びますけど、19 ページをご覧ください。

「支出見積りの妥当性について」は、過去の実績を考慮して計上しております。なお、人件費については、近年の最低賃金の上昇などを考慮して算出しております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○村上部会長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問がございましたら、お願いいたします。

では私からご質問なのですが、5年間の収支の予算書をいただいているのですが、支出のところが5年間、全く同額になっているのですが、特に事務費等で何か、将来的に5年間で何か新しいものを購入されるのですとか、壊れそうなものがあるとか、そういったようなことというのは何も予定されていないということでしょうか。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 事務費的なものについては別に、近年、電話を入れたりファクスを入れたりしてもらいました。今までは大宮自治会のほうで場所をお借りしていましたので、そちらの施設を使って、使用料を払っていたのですが、去年でしたね、事務所を移しまして、今の、昔からある管理棟に移って、そこに電話とファクス等を入れてございますので、そちらで全部、事務を行ってございます。ですから、それに伴って、やはり必要なものを買いました。ですから、そのときに買ったのが一番大きいかなと思います。

○村上部会長 では、この5年間で特に新しい、何といたしますか、現段階では支出の予定は、これ以上はあまり想定されないということでしょうか。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 足りなくはない。何とかやりくりしながらやっています。備品等については、芝刈り機とかが壊れますので、そういうのに使いますが、今は少し安くできていますので。あと、大きなものについては、委員会のほうではできませんので、市のほうにお願いしてやっていただいております。

○村上部会長 ありがとうございます。

ほかに、ご質問等おありになる方はお願いいたします。

○木藤委員 ご説明ありがとうございます。

支出のところで光熱費と水道費が計上されていないですが、これは千葉市のほうで負担されるのですか。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 そうです。

○木藤委員 分かりました。

管理棟があるので、その辺の費用は計上しなくて大丈夫かなと思ったものですから、確認させていただきました。ありがとうございました。

2点目なのですが、年間1万1千人の利用者数というところを目標にされているのですが、最近、ずっとこちらを管理されていると思いますけれども、ここ5年ぐらい、その人数というのはいかがでしょうか。人口がだんだん減ってきているのですが。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 大体1万人から1万3千人ぐらいですかね、年間で使用する方は。コロナのときは、ずっと落ちたのですが、それから戻しまして、約1万人程度でございます。

○木藤委員 こちらは多分、周辺の方の利用が多いのでしょうか。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 多いのは庭球、テニスが多いです。あと野球場についてはグラウンドゴルフ、そういう利用者です、高齢者の利用。野球は多分、土

日しかやっていないので、利用者はそんなにはない。チーム制。

○木藤委員　こちらの利用者数が今後５年間で年間１万１千人ぐらいを目安にされているのですけれども、これぐらいが大体見込みとして利用されるだろうということですか。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会　そうですね。そのぐらいになります。

○木藤委員　分かりました。ありがとうございます。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会　テニスについては２時間置きですから、１日４組ですか、やってございまして、大体４、５人。一応、規定では４人以上の利用ということで申込みを受けているのですけれども、最近はお高齢の方が増えまして、グループの解散とか、そういうことが出てきましたので、お２人とか３人とかでもご利用いただけるように心がけております。

○村上部会長　テニスでご利用される方もお高齢の方が多いでしょうか。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会　そうですね。平日ご利用いただける方は、ほとんどがもう７０、８０代で、土日ですと５０、６０代ぐらい。

○村上部会長　ありがとうございます。

この提案書を読ませていただいて、管理棟で管理される方というのは、この運営委員会の中で、管理者であるお２人が１日交代で毎日いらっしゃるというような。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会　そうです。

○村上部会長　かなり大変かなと思うのですけれども、毎日お２人で回されるというのは。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会　祭日や日曜はないですからね。できれば人数を増やしていただきたいですけど、予算的に、それは無理かなと思ひまして、今のところは２人でやっています。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会　役員がたまに出るようにはしていますけど。

○村上部会長　別の管理者、役職が管理者ではない別の委員の方とかがということですかね。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会　そうです。その方もやはりテニスとかクラブをやっていますので、顔を出していただいたりしています。

○村上部会長　もし、管理者の方がお２人とも例えば急に病気になられたりとか、そういったようなことというのは今までなかったでしょうか。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会　幸い２人とも健康ですね、今のところは。前任者のときには、やはり倒れられたことがあったのです。私どもはそれを体験していないですけど、そのときは前にやっていた経験のある方を入れたりしています。

○村上部会長　ありがとうございます。

やはり管理が、今のお話も、かなり大変なようにお見受けしてございまして、もし委員の方がこのまま、この人数で維持できればよろしいかと思うのですけれども、もしご自分がもうお辞めになりたいですとか、そういったようなときに、後任の方というのはスムーズに選ぶような、そういうような仕組みになっていますでしょうか。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会　事前にいただければ、町内会の広報に、自治会の広報とか、そういうものに載せまして、募集します。

○村上部会長　やっていただける方は、まだほかにも複数いらっしゃいますか。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 出して、いないときは、どうするか、探さなければいけないですね。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 グラウンドゴルフをやっている方の中に、まちの有力者といえますか、そういう方がいらっしやいまして、その方にお問い合わせすると大体、次の候補者が集まるようになっていきます。

○村上部会長 では、実際に利用されている方と周辺の方でつながりがあって、そういう方からお声かけいただいて、やりくりはできるということですかね。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 そうですね。地域のつながりでできます。

○村上部会長 ありがとうございます。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 たまたま私がここへ応募したときは、前任の方がもう本当に高齢で年なのでということで、自治会の広報に募集というのがあったのです。

○村上部会長 ああ、自治会ニュースに。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 こういうものに、募集が載っています。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 載っていたので。私は近いですし。

直接、会長に言ったら、ぜひやってくださいということで採用になったのです。

○村上部会長 やはり退職された後の方ですとか、そういったような方が、やはり地域のために役に立てるということで、やりがいはあるのかなと思うのですけれども。この団体の存続というのが少し心配になったので、いろいろお伺いしている次第なのですけれども。次の後任の方が順々に出てこられる環境がおりにあるのかなというのが少し心配になって、いろいろとご質問しています。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 地域のつながりで、今のところは大丈夫だと思うのですけど、だんだん高齢になってきますと、もっと年齢を落とさないといけないのですが、そういう方との交流ができればと思うのですけど、60代ぐらいだと、なかなか難しい。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 今は定年延長になっていますので、なかなかそういうことが難しくなってきましたよね。ですから、65とか70前とか、そのぐらいからの方で結構テニスをやっている方もいらっしやるので、そういう方をお願いするしかないかなと。

○村上部会長 土日に来られている方とか。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 そうです。

○村上部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにご質問等おありになる方は。

○高津委員 今に関連して、管理者のお2人が、例えばこれから、大宮に木々がたくさんあるかは分かりませんが、例えば落ち葉が落ちてきれいにするとか、あるいは芝生をお2人でそれも、夏の暑いときは確かに大変で、今お話があったように、例えば利用者が、グラウンドの利用者が帰りに落ち葉をきれいにするとか、そういうのも手伝ってもらう。仲間の、地域の方ですから、そういうことはやってくれたりはするのですかね。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 それは利用者がやってくれます。できないところは、管理者がやるということで。

○高津委員　それが地域でやっている、動いているよさですよ、そういうの。分かりました。

○中村委員　日常的なお金の管理のことで、お伺いしたいのですけども。まず、委員会の通帳というのはあるのでしょうか。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会　通帳は、大宮スポーツ広場の場合は、グラウンドのほうの使用料は免除になっていますよね。テニスだけなのですね。それは、その日に集金したのは、近くの銀行は3時までですので、間に合いますと、その日に入金します。千葉市に入金します。間に合わない場合は翌日ということになっています。

○中村委員　通帳はお持ちなのですか。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会　市から振り込まれますので、それはあります。

○中村委員　分かりました。今、言っているのは使用料で、収入といったら使用料しかないのですね。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会　使用料というか千葉市からの委託料です。

○中村委員　委託料は通帳に入っているわけですね。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会　はい、そうです。

○中村委員　分かりました。あと、支払いのほう、特に引き落としがかかっているようなものなどはないという認識ですか。基本的に全部現金で、通帳からお金を引き出して現金で支払っているという。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会　現金で支払うのは、やはり事務費とか、いろいろな買物です。そういうものは。

○中村委員　都度引き落としとして払っている。それとも、ある程度10万円ぐらいは手元に置いているということは。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会　していないので、会計を領収書と合わせて管理していると。それは少しは持っていますけれども、それはそんなに持たないですね。小銭ぐらいしかないのです。

○中村委員　分かりました。急に、お金の関係、先ほどおっしゃったようになかなか収入と支出の関係でやりくりが大変だということは非常にあると思うのですけれども、基本的に必要な物があっても、タイミングを見て買っているということですね、基本的にはね。分かりました。ありがとうございます。

○村上部会長　ほかにご質問のある方、いらっしゃればお願いします。

○木藤委員　千葉市スポーツ広場設置管理条例というもので、それが適用された広場と認識しているのですが、恐らく真夏、高齢者の方の利用が多いということもあってですね、真夏だと夕方5時でも暑いので、恐らく利用可能な時間というのはかなり限られるのではないかと思います。そちらはいかがですか。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会　利用時間は9時から5時まで。

○木藤委員　例えば、日中のお昼の真夏日の12時とか、お昼時にテニスをされるとは思えないのですけど、いかがでしょうか。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会　暑いときに、今、テニスの話になりますけれども、各クラブで気温が33度以上だと止めます。そういうことを各クラブで決めてや

っています。

○木藤委員 先ほどの条例に戻りますと、お休みの日とか利用時間というのは条例で決められているのですが、市と相談して市長が決めれば時間変更は可能だと思うのです。真夏に朝9時から夕方5時までずっと張りついていないといけないと言われると、そこはもう少し工夫次第で安全なところの時間帯だけ、例えば午前中だけ真夏は管理というふうになさると、予算的なところも人の当て方も工夫できるかなと思いますので、ぜひ実情に応じて市のほうとご相談をされて、夏のすごく暑い期間は午前中だけしか管理棟はいませんよとか、そういうことも本来はできるのではないかと思いますので、ご検討いただいてもよいと思いました。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 ただ、それは我々がグラウンドを管理するに当たって、例えばテニスコートとかグラウンドゴルフ、野球場ですね。使用者がいなくて時にしか整備できないのですよ。だから、その真夏の暑いときは、お休みのチームがあったときに、その周りを管理する、芝刈りをするとか、そういったことで運営しています。

○木藤委員 夏の暑いときに、朝の1番とかではなくてですか。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 我々が。利用者は大体8月はお休みで申込みはないのですよ。7月8月はグラウンドゴルフとか、そういうものはみんな止めています。

○木藤委員 ですので、私が申し上げているのは、実情に合わせて管理の時間を変更なさるとか、その辺りで工夫ができるのではないかとということです。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 それは利用者が使っているときは、我々の草刈りとか、そういうものはできないわけですね。

○木藤委員 もちろんそうなのですが。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 管理は2時間置きですから、9時から11時まで。11時から1時ですかね。ですから、その時間帯で利用者が選んで、暑ければ止める。

○千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 実情で言うと、あまりきちんと決めてしまうよりも、日に日に暑かったり寒かったり涼しかったりするではないですか。だから、あまりにも暑い日は我々で判断して、これでは熱中症になりそうだなというときは控えています、作業等は。なので、だから夏の時間帯は昼間はやらないようにとか、そういうふうにするよりかは、臨機応変に運用したほうがよいとは思いますが。

○木藤委員 分かりました。実情に応じて時間変更は可能なので、もし必要であればという、それだけです。

○村上部会長 ほかにご質問等、おありになる方はいらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○村上部会長 それでは、これでヒアリングを終了いたします。

千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会の皆様、どうもありがとうございました。

〔千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会 退室〕

○スポーツ振興課職員 先ほどお話いただいた採点の中の、例えば各施設の必要な専門職員の配置というところが、これは採点ができる点ではないかということによろしかったでしょうか。(3)のみでよろしかったですか。

○村上部会長 （５）はどう、一応記載はあるのですけども。

○スポーツ振興課職員 そうなのですね。（５）は一応、我々が今見たとすれば、例えば研修を受けたりだとかという部分で記載がございます、我々が誘導するみたいですけども、その辺りは一応お考えいただければありがたいかなとは思っていますが。

○村上部会長 では、その構成員の方々の管理能力の向上分の加算ということでよろしいですかね。

○スポーツ振興課職員 （３）につきましては、確かにおっしゃるとおりで、確かに必要な職員に対して専門職が必要かということ、そうではないというところもありますので、ここは過去と同様に斜線という形にさせていただきたいなと思いますので、後ほど診断表のほうの２の施設の管理を安定して行う能力を有することの（３）につきましては、評価は斜線というところをお願いできればなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○木藤委員 条例上は問題ないのですか。

○スポーツ振興課職員 条例上は問題ないです。大丈夫です。

○村上部会長 それでは１０分程度休憩とします。

（休憩）

○村上部会長 それでは議事を再開いたします。

事務局から集計結果の報告をお願いいたします。

○文化振興課職員 それでは集計結果を報告いたします。お手元にお配りしました審査結果集計表をご覧ください。

すべての審査項目につきましては全員「○」。管理運営の基準等で設定させていただいた業務が行われることが見込まれると判断されております。

以上です。

○村上部会長 それでは、この集計結果を踏まえ、当部会としては「千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会」の提案内容は管理運営に基準等を満たしたものと判断し、千葉市大宮スポーツ広場の管理を適切かつ確実にを行うことができるものと認めてよろしいでしょうか。

（承認）

○村上部会長 では、続いて意見交換に移ります。

次期指定管理期間中の管理運営について、特に留意すべき点など、申請者の提案内容について、ご意見やご要望等ございますでしょうか。

○高津委員 １人は、さっき言ったように、２人でずっと１年というのは。例えば４人だったら１日置きができるので、増やして、予算がないというけど、みんなに同じ額をやったら、もちろん無理だけれども、そうしないと、失礼ですが、高齢になって暑い最中、確かに３３度を超えると団体はやらないけど、そんなときこそ草刈りをやるというのですから。だから、予算は変わらないけれども、４人だったら半分になるかもしれないけれど、そうしないとやはり健康面で管理する人も。たしかここ大宮は２人だけれども、ほか何人かいますよね、ほかの広場。だからもうちょっと増やして、管理する人を増やして、健康面で気をつけたほうがいいなと思います。

○鈴木委員 それに対しては規約改正になりますよね、そうすると。この中の規約改正に、役員の定数２名と記載されているので、規約改正をしてという指導ですかね。

○スポーツ振興課職員 管理事務所に詰めていただく人数としては、こちら特段指定がないものになります。常駐1名というのは当然必須で必要なのですが、それを、お2人で担われている部分を、例えば4人で1日交代などにされる分については特に改正等はないです。

○鈴木委員 ないのですか。一応管理は2名と書いてあったので。

○高津委員 恐らく運営管理委員会、これを変えないと駄目だね。

○鈴木委員 そうだね、そうなのですよ。

○高津委員 全体ではなくて、ここの大宮運動広場の管理運営委員会が管理人2人と書いてあるからね。

○鈴木委員 若干名とか、そういう指導をしてあげたほうが。

○スポーツ振興課職員 それについては千葉市のほうからご連絡いたします。ありがとうございます。

○スポーツ振興課職員 実態は何名かの方が携わっている方がいらっしゃるのですが、その方がうまくこう。我々も実は連絡している方には、今日お越しになった方以外もいらっしゃるということもありますので、その辺りはうまく。

○高津委員 そしたら会則を逆に変えないと、管理2人なのに違う人がやっていたという。

○スポーツ振興課職員 こちらも状況を見ながらという形で、できるところはやっていきたいなと思ってございます。

○村上部会長 ほかにご質問、ご意見等おありのある方はいらっしゃいますでしょうか。お願いいたします。

○木藤委員 千葉市として、管理運営の業務というところに関しては、先ほど清掃などがありましたけれども、そちらの評価結果、以前、多分こちらで評価しているのだと思うのですが、特段今の状態で改善すべきところはないということでしょうか。維持管理というところであるとか。団体に対して、あるいはそのスポーツ施設として、要するにこういうところが足りなかったとか、こういう改善点があったというところ、資料が今手元にないものですから。何かこの大宮に関して何か、コメントは残っていましたか。

○スポーツ振興課職員 施設所管課のモニタリングの際には、そういったことは今までもないと認識しているのですが。

○木藤委員 あと、アンケートを取ることにしているのですが、アンケートは、以前どういう方から取っていたのですか。

○スポーツ振興課職員 利用者の方に対して、1か月間で100名を目標にしていたのですが、おおむね80名程度の回収率になっています。

○木藤委員 特に問題はなかったという認識でしょうか。

○スポーツ振興課職員 はい、そうです。

○木藤委員 ありがとうございます。分かりました。

○村上部会長 ほかに意見がおありになる方はいらっしゃいますでしょうか。

(意見なし)

○村上部会長 では、意見の取りまとめを行いますので、少しお待ちください。

では、申請者の提案書の内容についての意見等について、まとめさせていただきます。

まず申請者に対する意見としましては、「管理者の負担等を考慮して管理棟に常駐する方の人数等を増やすことなどを検討していただきたい」という点が挙げられます。また市に対する要望としまして、「実情に合わせて管理する上の規約の変更等も検討していただきたい」というところを、これも管理者、申請者に対する意見のほうですね、施設所管課から千葉市大宮スポーツ広場管理運営委員会にお伝えいただき、次期指定管理における施設の管理運営に十分反映させるということをしていただけますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、千葉市宮崎スポーツ広場の審査を行います。

事務局より、非公募となった経緯及び管理運営の基準等、形式的要件審査（第1次審査結果）について、ご説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課職員　それでは、続きまして宮崎スポーツ広場のほうの審査結果報告に入らせていただきます。

また、先ほどと同様に事前に配付しました資料のうち資料5－6「財務書類分析シート」について、一部変更がございます。変更後のものは、今配付いたしました。大変お手数ですが、差し替えのほうをお願いいたします。大変申し訳ございません。

それでは、宮崎スポーツ広場について、ご説明をいたします。

まず、次期指定期間を非公募とした経緯につきましては、先ほどの大宮スポーツ広場と同様でございますので割愛させていただきます。

続きまして、選定関係書類について、ご説明いたします。

まず、資料5－2「宮崎スポーツ広場選定要項」をご覧ください。

選定要項につきましては、これも大宮スポーツ広場と同様となっておりますので、相違点のみのご説明とさせていただきます。

最初に4ページをご覧ください。

「(3) 指定管理者制度導入に関する市の考え」でございます。

「成果指標」を①「利用者数」としまして、「数値目標」は「年間9千人以上」としてございます。こちらは大宮スポーツ広場と同様に過去の実績から算出しております結果、結果として現指定管理期間と同じ数値目標となっております。

②「総合満足度」は、これも今回新たに設定いたしました「数値目標」についてはアンケート調査項目「スタッフの対応」の「とてもよい」「まあよいの」の合計が80%以上、かつ「今後も継続して利用したいと思いますか」の「はい」が91%以上としております。

続いて、「5 指定管理者の行う業務の範囲」以降10ページまでは割愛させていただきます。

次に11ページをご覧ください。

「9 経理に関する事項」ですが、こちらの「(1) 指定管理料」は、本施設においても使用料制度を導入しております。指定管理料の基準額でございますが、指定期間全体の指定管理料の基準額は、5年間の総額で1,794万5千円となっております。

以降は大宮スポーツ広場と同様ですので、こちらでも割愛させていただきます。

選定要項につきましては以上です。

次に、資料4－3、指定管理者「管理運営の基準」でございます。

管理運営の基準につきましても、選定要項同様に大宮スポーツ広場と同様となっております。

ますので、相違点のみ説明させていただきます。

最初に3ページをご覧ください。

「第2 施設の概要等」の「1施設の概要」でございますが、表をご覧ください。

「所在地」は、「千葉市中央区宮崎二丁目5番地14」、「開設日」につきましては「昭和62年4月1日」、「敷地面積」は「2, 722.45㎡」となっております。

主な施設としては、「庭球場」、これがオールウェザー2面。「管理棟」と「駐車場」とございます。

「使用時間」につきましては「午前9時から午後5時まで」、「休場日」は「年末年始の12月29日から翌年1月3日まで」でございます。

以降、こちらも大宮スポーツ広場と同様でございますので、割愛させていただきます。

管理運営の基準につきましては以上でございます。

なお、選定基準につきましても、これも大宮スポーツ広場と同じ内容となっておりますので割愛させていただきます。

選定関係書類の説明は以上でございます。

続きまして、形式的要件審査の結果について、ご報告いたします。

資料5-1「形式的要件審査（第1次審査）結果」をご覧ください。

ご覧のとおり、宮崎スポーツ広場管理運営委員会は、申請資格の各要件を満たしており、失格事由のいずれにも該当しないことを確認いたしました。

なお、「千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会」は、収益事業を行っていない任意団体であることから、応募資格の「イ」から「ケ」につきましても対象外の項目です。よって「ー」を記載しております。

また、「オ」①につきましては照会中となっておりますが、調査同意書を提出いただいた上で調査を行いまして、滞納がない旨を確認しております。

「コ」の現在、警察へ照会中の暴力団関係の項目につきましては、今後指定締結までの間に指定管理予定候補者が該当することが明らかとなった場合には、指定管理者指定を行わないことといたします。

形式的要件審査の結果報告は以上でございます。こちらからは以上です。

○村上部会長 ありがとうございました。

ただいまのご説明について、何かご質問等ございますか。

今、ご説明いただいた内容とは少しずれるのですが、この議案書の例えば参考書式みたいなようなものは、さっきの大宮スポーツ広場も宮崎スポーツ広場も、こういうのを管理運営委員会が出されてきたものが、ほぼ同じような内容になっているのですけれども、市のほうからは参考書式みたいなものをお渡しになっているのですか。

○スポーツ振興課職員 こちらからひな形という形でお渡ししているものになります。

○村上部会長 ありがとうございます。

ほかに質問等、おありになりますか。お願いいたします。

○高津委員 指定管理料、いろいろ違うのは、例えば多目的広場があったり、テニスコート、その広さとか何か決める基準があるのですかね。

○スポーツ振興課職員 指定管理料について、人件費については一律で合同なのですが、事務費、管理費についてはそれぞれ。

○高津委員 場所によって違う。

○スポーツ振興課職員 はい、場所によって違うので、市の内部の話ではあるのですが、管財課の査定で、令和6年度の決算額を基に、その実績額を下に算出しておりますので、それぞれ3広場で異なった金額が設定されております。

○高津委員 そこで決められると、またその次のときは、この額が基準になると、この差はあまり埋まってこないのですか。要するにテニスコートがあったり、多目的広場があったり、野球場があったり、広いと当然管理もやりにくい、1日3人にしないといけないとか、2人にしてはいけないとか、そうやって基準は人。決算がこうだから、こうという、まるっきり向こうの言い値みたいになってしまうので、何かあるのだとは思いますがどうね。

○スポーツ振興課職員 そこに関してはおっしゃるとおり、それぞれの施設に応じた金額を要望したところなのですけれども、結果として返ってきたものが、このような内容になってございます。

○高津委員 分かりました。

○村上部会長 ほかにご質問等、おありになる方はいらっしゃいますでしょうか。お願いします。

○木藤委員 これは一応入札の扱いになっているわけですね。入札の枠の中でやっているという、いわゆる例えば先ほどの形式的要件審査でも入札という言葉が何か所か出てくるのですが、入札参加資格が。今回任意団体で対象ではないのですけれども、一応入札という、企画提案型というよりは入札型の公募という認識でよろしいか。

○スポーツ振興課職員 おっしゃる企画提案型というふうに、公募であればというふうな形で。

○木藤委員 両方あり得ると思うのですが。ですので、通常、例えば指定管理料の範囲で、通常は技術点と価格点という形で分けてやる場合もあるのですけれども、もしこれ公募だった場合には、その価格点みたいなものも本来つけることはあるのですかね。要するに同じサービスであれば、より安くやってくれるところという。

○スポーツ振興課職員 もちろんそれはある。

○木藤委員 あり得るけれども、今回それではないということですね。

○スポーツ振興課職員 そうですね。もう非公募で一団体のみというふうになっておりますので。

○木藤委員 分かりました。理解しました。

○村上部会長 ほかにご質問等、おありになる方はいらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○村上部会長 では、続きまして提案内容審査に入ります。

審査表の「2(1)団体の経営及び財務状況」について、公認会計士である中村委員より、計算書類等を基にご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○中村委員 こちら、しっかり毎期運営されていて、ある程度の自己資本も充実しておりますので、特段リスク等は見受けられません。

以上です。

○村上部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、皆様から何かご質問はございますか。よろしいですか。

(なし)

○村上部会長　それでは、これから「千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会」へのヒアリングを行います。

「千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会」の皆様を、こちらへご案内をお願いいたします。

〔千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会　入室〕

○村上部会長　それでは、これからヒアリングを行います。

10分間で、本日のご出席者のご紹介と提案内容を簡潔にご説明をお願いいたします。ご説明が終わりましたら、当部会の委員から質問をさせていただきますので、ご回答をお願いいたします。

それでは、ご説明をよろしくお願いいたします。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会　それでは、私たちは千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会でございます。

それでは、本日出席役員の紹介をさせていただきます。私が会長です。よろしくお願いいたします。隣におりますのは、会計事務を担当しております。よろしくお願いいたします。

それでは、水上のほうから提案をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会　それでは説明いたします。時間が限られておりますので、簡潔に。

まず1ページをご覧ください。「管理運営の執行体制」ですが、「市民の平等な利用を確保するものとして」というのが管理運営の基本的な考え方となっております。当会としては、千葉市スポーツ広場設置条例などを遵守し、市の代行者としての役割を十分に認識した上で、その責務を果たしてまいりたいと思います。

次に、飛びまして8ページをお願いします。失礼しました。2ページです。申し訳ない、間違えました2ページをご覧ください。「管理運営体制」ですが、執行体制ですけれども、当会はスポーツ振興会、それから地元町内会の会長や委員をもって構成しております。

組織体制としては、次の3ページに記載しているとおりで、全部で20名で管理に当たっております。その3ページをご覧くださいと、会長1名、副会長3名、会計2名と監事2名、あと委員と、それから実際の広場の管理受付をやっている事務という、こういう構成になっております。

次が8ページです。8ページは「施設の保守管理の考え方」ということで、これは関連法令の定めなどに基づき日常点検や定期点検などを行います。点検などにおいて、雨漏り、損傷など、利用者の安全性、快適性に配慮し、早期発見に努め、速やかに市に報告、協議の上、適切に処置してまいります。実際にこういうこともございました。

その次が隣の9ページに移ります。「施設の処理を安定して行う能力」に関して、設備及び備品の管理、これは設備備品の管理、清掃、警備に関しては、安全かつ快適な施設としての機能と環境を十分に発揮できるように日常の維持管理を行います。なお、今、備品と管理と申し上げましたが、市所有の備品というのは、現在はございません。

それから、次は9ページですが、施設の適正な管理に及ぼすおそれがないことということで「個人情報の保護の取扱いに関する考え方」ということで、個人情報の保護に当たっ

ては、関係法令を遵守し、指定管理者としての自覚を持って個人情報の取扱いについて、適切かつ細心の注意を払って業務を行ってまいります。いろいろな個人情報がなくならないようにちゃんと管理をしております、要らなくなったときには廃棄処分を切断して行っております。

では、14ページをご覧ください。14ページ「施設利用者への支援計画」ということで、利用者が快適に安心して利用することができ、再び利用したいと思えるよう親しみの持てる接客を心がけております。スポーツ大会、テニス大会などを含めて、ふだんの対応も受付のほうで全部行っております。

次に15ページですが、「施設の利用促進の方法」ということで、市民の利用促進及び拡大を図るため回覧板などの方法で周知を行います。また本施設の利用者の多くは、施設周辺の居住者であることから声がけによる利用促進を行います。

16ページの上段は、毎年1回利用者アンケートを実施するなどモニタリングを行うとともに適宜自己評価を実施し、その結果を市に報告します。それから、この下段ですけれども、利用者から苦情などが発生した場合は誠意をもって対応するように努め、速やかに市へ内容を報告します。また、どのようなケースであっても安易な対応は行わず、誠意ある適切な初期対応を心がけるという方針で行っております。

次が19ページです。「収入支出見積りの妥当性」というところですが、管理運営経費の見積り条件、算出基準、算出根拠などですが、これは、支出については過去の実績を考慮して、一部節約して作っております。人件費については、最近の最低賃金の上昇などを考慮して予想するように考えております。

以上で終わります。

○村上部会長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問がございましたら、お願いいたします。

○木藤委員 ご説明ありがとうございます。

今後の予算のところなのですが、これまでの実績に基づくと、設備機器管理費として多くの標識版等、たまに10万円を超えるぐらいにかかっているときもあるのですが、今回予算のところには設備機器管理費がすべて計上はされていないのですが、これは一応予定としては、そういう予定だという意味でしょうか。それとも何か別の科目に振り替えているとかということでしょうか。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会 設備機器管理費で私どもの予算に余裕があるときはカバーして、その辺は少し灰色になっていまして、すごく大きなものは無理ですけども、小さなものは私どもの予算で吸収できるものは、今までもやっております。今度それが減りましたので、少し難しくなるかもしれない。減った以上に人件費が増やしていただけるという話なので、それはそれで何とかしようとしています。

○木藤委員 ありがとうございます。内容に全く問題があるとかではないのですが、この除草作業とか除雪作業の費用とか、下水道の清掃費の費用というのは、これは、何か業者とかアルバイトをお願いをしてということですか。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会 除草は、前は全部外注していたのです。除草というか木の伐採とか、そういうのはみんな外注していたのですけど、外注をしていた人ですごく安くやってくれていた方が具合が悪くなって、それと新しく我々のメンバーに

入った人に得意な人がいまして、その人が一応使用中は難しいのですが、できる場所もあるのですが、使用中でないときも含めて、その人が一生懸命やってくれたのです。今までは清掃費というのがあったのですが、伐採とかです。それがほとんど使わなくなってしまった。それで、ただ東側に斜面がありまして、ここに、その上からの雑木の根が下りてきたりとか、途中にブロックの間から木が生えてきたりとか、そういうところは危険なのでできないので、しょうがないから、これもまた地域の何とかやったださる、すごく安くやったださるところをお願いして頼んだのが今回です。それは今年です。

○木藤委員　　ご協力をいただける方々とか、お願いできるところの事情が変わって予算編成が変わっているということですね。はい、ありがとうございます。

○村上部会長　　ほかにご質問等、おありになる方、いらっしゃいますでしょうか。

私から質問なのですが、提案書の中の３ページに、この管理運営をやられている方が、職種でいろいろと書かれているのですが、事務という職種の方が６名いらっしゃるのですが、これは管理運営委員会には入っていない方に事務をお願いしているということですか。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会　　そうですね、これ、少し曖昧だったのですが、以前は全部入れていました、委員に。でも本来は、その地域のスポーツ推進委員とか、いろいろなそういうのをやっている方、会長とかです。そういうのがメインですので、おかしいのではないかとと言われて、今は管理運営委員会の委員からは減らしています。でも、一応事務、受付事務の人を全部ここには計上しています。

○村上部会長　　では、この６名の方というのは、事務作業について外部に委託しているということですか。外部に委託しているということでしょうか、事務については。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会　　いや、外部というか、外部になるのかな。このスポーツ広場をお願いしている、外部、組織ではないですね。個人的ですね。

○村上部会長　　ただ宮崎スポーツ広場管理運営委員会の役員の方ではなくて、総会などに出席されたりする方ではなくて、この管理運営委員会から事務の方を個人の６名の方をお願いしてやっていたということですか。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会　　そうですね、事務室がありまして、そこでもって電話の受付ですとか、あと使用される方の利便性というか、何かあったときの対応ということで、近隣の方からお願いしています。

○村上部会長　　それは以前は委員の方でもあったということなのではないでしょうか、先ほどの話からすると。そういうわけではないのですか。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会　　そうではないです。昔からこのスタイルです。

○村上部会長　　事務は事務で、特に委員では、管理運営委員会の。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会　　いやいや。それで私のほうで勝手に全部委員に入れていたのですが、管理運営委員会の会議の中で、本来地域のそういう担当の人だけにすべきであるという話なので外したのです、今回初めて。この中で、そうですね、そういう、大体そういうことです。

○村上部会長　　分かりました。あと同じページの３ページのところで、人件費が発生しているというのは、この事務の方と会計書記と会計事務という、この３職種だけというこ

とですか。ほかの方はボランティアでやっていたいているということですか。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会 ボランティアです。その地域のスポーツ推進委員とか、そういう方。それから町会長とか。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会 ここで言う会長、私、宮崎小地区のスポーツ振興会の会長ということで会長をやらせていただいています。それで副会長が3名おりますけれども、これは大森小地区、大巖寺小地区、蘇我小地区、それぞれのスポーツ振興会の会長が副会長ということで。逆にそのほかのところに行けば、私が副会長だとか、いろいろ理事だとかというような形をお願いしています。

○村上部会長 では副会長なのは、その会長がまた代わられると、自動的にこちらも代わられるみたいな、そういうような形ですか。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会 そうそう。ちょうど代わられたばかりです。今年の4月から。

○村上部会長 なるほど。そうなのですね。分かりました。ありがとうございます。

ほかにご質問、おありになる方、お願いいたします。

○鈴木委員 ご説明ありがとうございます。基本はテニスコートということで2面やられていると思うのですが、大会とか、そういうのはありますでしょうか。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会 年に1回、実施しております。ただ、コート2面しかないので、1日でやるので、ふだん利用している人が全員参加するというのは難しいので、大体合計、男女合わせて16ぐらいの。16といっても、2人しか出られないですね、1組で。ですから16×2で32人が出ますけど、それでやっています。毎年やっていましたけど、コロナのときは、ずっとしばらくやれなくて、それと雨が降ったら中止になってしまいます。というのは、その大会をやると、普通の利用はできなくなってしまうので、その日が、ということです。

○鈴木委員 ありがとうございます。それで、駐車場が20台ということで遠方から来る、使用者というのは遠方から来る方がおいでというか、多くの方が利用されているのでしょうか。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会 すごく遠くから来る人は少ないと思いますけれども、一応車で来たほうが便利な人は車で来ています。だから、それが難しくて、全員がそれで来るといっぱいになってしまうのです。

○鈴木委員 ありがとうございます。その大会において、けがとか、そういう対処をなさるとか、保険問題とか、そういうことは運営側がやられるか、施設側がやられるかということなのですか。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会 ふだんは施設に起因する件に関しては保険を掛けています。それから、テニス大会のときは大会利用者が保険に入となっております。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○村上部会長 大会というのは自主事業には入らないですか。これは市の方へのご質問になるかもしれないですけども。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会 大体10月にやるようにしています。今年は10月25日。

○村上部会長 提案書の中で、自主事業はやらないというようなことが書かれていたのですが、大会は自主事業には当たらないということですか。

○千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会 ならないです。利用者からはもちろん利用料は頂いていますし。

○村上部会長 分かりました。ありがとうございます。

ほかにご質問等、おありになる方、いらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○村上部会長 それでは、これでヒアリングを終了いたします。

千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会の皆様、ありがとうございました。

〔千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会 退室〕

○村上部会長 では、また１０分休憩いたします。

(休憩)

○村上部会長 それでは議事を再開いたします。

事務局から集計結果の報告をお願いいたします。

○文化振興課職員 それでは、集計結果をご報告いたします。お手元にお配りいたしました「審査結果集計表」をご覧ください。

すべての審査項目につきまして、全委員が「○」。管理運営の基準等で設定された業務が行われることが見込まれると判断されております。

以上です。

○村上部会長 それでは、この集計結果を踏まえ、当部会としては「千葉市宮崎スポーツ広場管理運営委員会」の提案内容は管理運営の基準等を満たしたものと判断し、千葉市宮崎スポーツ広場の管理を適切かつ確実に行うことができるものとして認めてよろしいでしょうか。

(承認)

○村上部会長 続いて、意見交換に移ります。

次期指定管理期間中の管理運営において、特に留意すべき点など申請者の提案内容について、ご意見やご要望等がございますでしょうか。お願いいたします。

○木藤委員 午後の３団体、すべて任意団体ということになりますけれども、先ほど来、少し休憩中にお話ししていますが、要するに市からの委託料の取扱いです。赤字になっていただいたら困るというのは分かるのですが、先ほど午前中のように自主事業とか収益がそのまま収入があって、その分は委託料から差し引かれるというパターンの趣旨から考えると、基本的に委託料を支払ってやってもらうという部分に関しては、要するに実費、かかった費用をお支払いするというのが本来かなとは思いますが。とりわけ年度によっては１０万円以上余ったりしたときに、ではそのお金は一体何に使ったのですかと言われると、分からないと。さらには、任意団体ですから規約は頑張って作られているのですが、解散したときに財産をどう扱うかというのは、どこにも書かれていないわけです。ですので、もしご指導いただくのであれば、今の制度の中で、やはり規約の中に、解散したときの財産の取扱いみたいなものを、通常書く、社団とかだと書くと思うのですが、やはりその辺りをはっきりさせたほうがいいかなと思います。もちろんこの事業だけでなく、スポーツ以外のところでも、同じ指定管理がなされていますから、そちらと合わせる

必要はあると思いますけれども、このお金の委託料の取扱いというところは気になります。
以上です。

○村上部会長　ほかにご意見等ございますでしょうか。

今のご意見は、市に対する、こちらの申請者に対してもですかね。

○木藤委員　市に対しても、全体を通してという形になろうかと思います。

○村上部会長　ほかにご意見等、おありになる方、いらっしゃいませんか。

○高津委員　先ほどのお話ですが、補助金とは。

○木藤委員　とは、違います。委託費は国だと返しますね、余れば。委託料なので。ただ条例で決まっているのではないかと思うので、現状の取扱いでも問題はないということだと思うのですが、必要な費用以上に支払っているというところの説明をどうするかというところですね。

○村上部会長　ほかにご意見等、おありになる方、いらっしゃらないですかね。

では、少しお待ちください。

では、木藤委員から、市に対する意見として「解散されたときなどの財産の取扱いについて定めるような指導をお願いしたい」という意見がありましたので、こちらは申請者の方にお伝えするものかどうかは分かりかねるのですが、適切にこの意見について対応していただければと思います。ありがとうございました。

では、ここで休憩としたいと思います。10分休憩して再開いたします。

(休憩)

○村上部会長　では、再開したいと思います。

「千葉市幕張西スポーツ広場」の審査を行います。

事務局より、非公募となった経緯及び管理運営の基準等、形式的要件審査（第一次審査）結果について、ご説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課職員　それでは引き続きまして、私のほうからご説明をさせていただきます。

こちらにつきましても、先ほどお配りしました資料6-6の「財務書類分析シート」について一部変更がございました。以降のものについて、お手数ですが、差し替えのほうよろしくをお願いいたします。度々申し訳ございません。

それでは、「千葉市幕張西スポーツ広場」について、ご説明いたします。

次期指定期間を非公募とした経緯につきましては、先ほどの大宮、宮崎両スポーツ広場と同様でございますので、割愛させていただきます。

続きまして、選定関係書類について、ご説明いたします。

資料6-2「千葉市幕張西スポーツ広場選定要項」をご覧ください。主なところを抜粋して、ご説明させていただきます。

まず選定要項におきましては、大宮、宮崎スポーツ広場と同様となっておりますので、相違点のみ説明させていただきます。

最初に4ページをご覧ください。

「(3) 指定管理者制度導入に関する市の考え」でございます。

「成果指標」につきましては、①「利用者数」といたしまして「数値目標」については、過去の実績から目標値を設定して「年間1万1千人以上」としております。

②の「総合満足度」、こちらも先ほどと同様で今回新たに設定いたしました。「数値目標」については、アンケート調査項目「スタッフの対応」の「とても良い」と「まあ良い」の合計が80%以上、かつ「今後も継続して利用したいと思いますか」の問いに「はい」と答えた方が95%以上としております。

「5 指定管理者が行う業務の範囲」以降10ページまでについては、恐れ入りますが割愛させていただきます。

次に11ページをご覧ください。

「9 経理に関する事項」でございますが、本施設においても使用料制度を導入しております。指定管理料の基準額は、指定期間全体の指定管理料の基準額は5年間の総額で1,828万円でございます。

以降についても、大宮、宮崎スポーツ広場と同様でございますので、割愛させていただきます。

選定要項につきましては以上です。

次に、資料4-3「指定管理者管理運営の基準」でございます。

管理運営の基準につきましても、選定要項同様、大宮・宮崎スポーツ広場と同様となっておりますので、相違点のみご説明をいたします。

最初に3ページをご覧ください。

「第2 施設の概要等」「1 施設の概要」でございます。表をご覧ください。

「所在地」は「千葉市美浜区幕張西6丁目1番地3」、「開設日」は「令和6年3月29日」、「敷地面積」は「1万2,391㎡」でございます。

主な施設としましては、「野球場」「多目的広場」「管理棟」と、こちらも「駐車場」がございます。「使用時間」は「午前9時から午後5時まで」、「休場日」は「年末年始の12月29日から翌年1月3日まで」でございます。

以降も、大宮・宮崎スポーツ広場と同様となっておりますので、割愛させていただきます。

管理運営の基準については以上でございます。

なお、選定基準についても、大宮・宮崎両スポーツ広場と同様でございますので、こちらも割愛させていただきます。

以上が選定関係書類の説明でございます。

続きまして、形式的要件審査結果について、ご報告いたします。

資料6-1「形式的要件審査（第一次審査）結果」をご覧ください。

ご覧のとおり、「幕張西スポーツ広場管理運営委員会」は申請資格の各要件を満たしており、かつ失格事由に該当しないことを確認いたしました。

なお、「千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会」は、収益事業を行っていない任意団体であることから、応募資格「イ」から「ケ」につきましては対象外の項目でありますので、「ー」と記載しております。

また、「オ」の①につきましては、照会中となっておりますが、調査同意書を提出いただいた上で調査を行いまして、滞納がない旨を確認しております。

「コ」の現在、警察で照会中の暴力団関係の項目につきましては、今後、指定締結までの間に指定管理予定候補者が該当することが明らかとなった場合につきましては、指定管

理者の指定を行わないことといたします。

形式的要件審査の結果報告は以上でございます。

私からの説明は以上でございます。

○村上部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、何かご質問等はございますでしょうか。お願いします。

○木藤委員 選定基準のところの9ページなのですが、先ほどまでのところでも聞くべきだったのですが、災害時の対応で「マニュアルを作成すること」と書かれています。これは既に今の時点でもあるということですか。マニュアルが作成されていると。

○スポーツ振興課職員 前回から確認しておりまして、変わっておりません。

○木藤委員 そのマニュアル自体は、実際見たことはあるのですか。この幕張西、新しいところなのですけど。

○スポーツ振興課職員 作成いただいた後は管理事務所に置いています。

○木藤委員 分かりました。申請書を見ていると、その辺のマニュアルのほうに書かれているであろうと思うことが落とし込まれていないような気がしましたので、注意喚起をしますとかね、そういうものでは多分なくて、危機管理体制とか、お書きになると思ったので。また行政のほうから確認いただければと思います。

○村上部会長 ほかにご質問等、おありになる方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですかね。

(なし)

○村上部会長 では、続きまして、提案内容審査に入ります。

審査表の「2(1)団体の経営及び財務状況」について、公認会計士である中村委員より、計算書類等を基にご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○中村委員 初年度は赤字になってしまいましたけども、昨年度、大きく利益を上げられましたので、現状のところの財務状況に特段リスクはないと思われます。

以上です。

○村上部会長 ありがとうございました。

ただいまの説明について、委員の皆様より何かご質問等ございますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○村上部会長 それでは、これから「千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会」へのヒアリングを行います。

「千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会」の皆様をこちらへご案内してください。

〔千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 入室〕

○村上部会長 それでは、これからヒアリングを行います。

10分間で、本日のご出席者のご紹介と、提案内容の簡潔なご説明をお願いいたします。ご説明が終わりましたら、当部会の委員から質問させていただきますので、ご回答いただきますようお願いいたします。

それでは、ご説明をよろしくお願いいたします。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 それでは、私のほうからご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日の出席メンバーを紹介いたします。こちら、隣におりますのは副会長を担当しております。その隣におりますのが、委員でございます。また、本日事務局長が仕事の関係でちょっとお休みさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、提案書について、ご説明させていただきたいと思います。簡潔にということでございますので、簡潔に説明させていただきたいと思います。

まず1ページをご覧ください。

市民の平等な利用を確保するものとして「管理運営の基本的な考え方」となります。当会としましては、指定管理制度を単なる業務委託ではなく、市と指定管理者の適切なパートナーシップにより、公の施設の管理者として効果的な管理を目指しております。

2ページをご覧ください。

「管理運営の執行体制」ですけれども、当会は町内自治会、スポーツ団体、スポーツ振興会、それから地域運営委員会に所属する委員で構成しており、運営委員会の責任者として、会長ほかの役員を互選で決めております。組織体制としましては、3ページに記載しているとおり、全部で16名で管理しております。

次に8ページをご覧ください。

「施設の保守管理の考え方」ですけれども、関係法令の定めなどを参考に、日常点検、や定期点検などを行っております。点検などにおいて損傷などを発見した場合には速やかに市に報告の上、修繕の実施について決定しております。

次に9ページをご覧ください。

「設備及び備品の管理・清掃・警備等」については、設備が正常な機能を保持し、利用者が安全、快適に施設を利用できるよう点検や保守を行っております。「清掃業務」についても、利用者が快適に活動できる清潔な状況を保てるよう日常清掃や定期清掃を行っております。

続いて10ページをご覧ください。

「関係法令等の遵守」については、千葉市個人情報保護条例や千葉市行政手続条例などの関係法令を遵守してまいります。

続いて14ページをご覧ください。

「施設利用者への支援計画」ですが、利用者が快適に安心して利用することができ、再び利用したいと思えるように親しみの持てる接客を心がけてまいります。また施設に対する要望や苦情に対して真摯に向き合っております。

15ページをご覧ください。

「施設の利用促進の方策」としましては、スポーツ、レクリエーション活動の場を提供し、市民の健康の増進を図ることができるよう、主に施設周辺の住民に対して声がけによる利用促進も行っております。

続いて16ページの下段をご覧ください。

「利用者からの苦情等について」は誠意を持って対応するよう努めるとともに、速やかに市に報告します。また、どのようなケースであっても、安易な対応を行わず、誠意ある適切な初期対応を心掛けてまいります。

19ページをご覧ください。

「支出見積りの妥当性」については、過去の実績を考慮して計上しております。なお、

人件費に関しましては、最近の近年最低賃金の上昇などを考慮して算出しております。

説明は以上という形になりますので、よろしくお願い申し上げます。

○村上部会長 ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問がございましたら、お願いいたします。

○木藤委員 ご説明ありがとうございます。2点、お伺いしたいのですが、その前に、今、受託されていて継続という予定で間違いないですか。

その場合に2点。1点目が、審査基準が市のほうから提示されておりまして、そのときに災害時の対応として「対応マニュアルを作成する」というふうに書かれていますが、これはもう作成済みということですか。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 対応済みでございます。

○木藤委員 分かりました。

もう一点なのですが、こちらの企画提案書の9ページのところの一番下に「警備業務の考え方」のところの1行目ですが「施設に設置される機械警備を活用する」と。この機械警備というのは、いわゆる防犯カメラとかという意味でしょうか。9ページの一番下です。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 これはセコムのことです。

○木藤委員 そうなのですか。すごく人が集まる、把握も大変ですから、いいシステムかなと思って伺っていたのですが、そのときに機械警備の費用を計上されていないようなのですが、そちらはなぜでしょうか。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 市のほうで対応して頂いています。

○木藤委員 分かりました。市のほうで支払っているということで理解しました。

以上です。

○村上部会長 ほかにご質問等、おありになる方はいらっしゃいますでしょうか。

私から2点お伺いしたいのですが、地域の近隣の野球チームの方のご利用が多いと認識しているのですが、野球の利用以外で現在どのような利用があるのかという点と、あと、今後野球以外の活用方法といいますか、そういった見込みというものがあるのかどうか、教えていただけますでしょうか。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 一応野球チームが使っている率が非常に高いです。千葉市全体の分の大会等もこちらで行っております。このようなこともやっているとございまして、今後に関しましても、市の広報紙等にも一応お声がけをしながらやっていくというような形で行ってまいりたいと考えております。野球以外のものに関しましても、一応多目的広場というふうなものもございまして、そちらを利用させていただいて、数はまだ少ないですが、地域あるいは千葉市全体の中で、そこで遊べるような部分、そういったものを促進していこうというふうな部分で、また運営委員会の中でもいろいろ話はしております。

○村上部会長 ありがとうございました。

例えば、多目的広場の利用について、どう周りの方に周知していくのかというところ、何か具体的に考えられていますでしょうか。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 例えば多目的広場ですので、一応何でも使えるといえば使えるような状況でございますので、学校施設等々の校長先生等のほうに

もお声がけをさせていただいております。部活動ですとか、自分のところの校庭が使えないところに関して、そういったところで使っていただいて、子どもたちに使っていただければということで一応お話かけはしてあります。

○村上部会長 ありがとうございます。多目的広場は利用料というのは。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 かかります。

○村上部会長 かかりますかね、分かりました。ありがとうございます。

あともう一点、令和5年度の最後のほうから指定管理を開始されたと思うのですけれども、今、やられてみて、課題ですとか困ったことというのは、どんなことがあったかというのを、もしあれば教えていただきたいのですが。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 初めて経験したといいますか、やったことのないことなので問題は山ほどあります。言ったら尽きないと思うので言いませんが、いろいろな部分に直面していますので、一つずつ解決しながら、今やっているという状況でございます、市のほうと連携を取りながら、そこは報告しながらやっておりますので、特段今はそんな大きなものは出ておりません。大丈夫でございます。

○村上部会長 ありがとうございます。

指定管理を始められた当初というのは、恐らく利用者の方からも、大小いろいろのご意見があったかなと思うのですけれども、そういったことを。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 一応アンケート等を取るようにさせていただいております。アンケート自体も、いろいろな方々から一応書いていただき、出していただくような目安箱等を置いてあります。その部分を見ながら対処していくというふうに対応しております。

○村上部会長 ありがとうございます。

ほかにご質問等、おありになる方、いらっしゃいますでしょうか。お願いします。

○木藤委員 細かいところで、もしかすると、これは余計なことかもしれないのですが。費用計画、通信運搬費というところにインターネット料金と電話料金、それは必要だろうなど、あると便利だろうと思うのですが、結構いいお値段がかかっている、18万2千円という、この二つ以外に何か通信運搬費を見込まれているのですか。いわゆる手紙を出すとかですね、そうしたものも含まれているのか。インターネット料金と電話料金だけで18万円というのは、お高いかなという気がしたのですけど。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 いろいろ、ざっくりとしてしか入っていないので、18万2千円ということは、この二つ以外のものも多少入っているかと思えます、こちらは市のほうと調整しながら見ている話なので。細かい明細までやらなくては駄目でしょうか。

○木藤委員 いや違います。インターネット料金で、これだけかけられているので、もしかすると利用の例えば予約とか、そういうのもこれで、ネットでされているのかなと思ったものですから、それで伺ったのです。どういう目的で、これは入れられているのか。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 利用予約に関してはネットではない。電話ですよ。電話予約です。

○木藤委員 そうすると、このインターネットに関しては、こちらのスポーツ施設だと声がけ用のために。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会　市との連絡が全部ネットなので、メールで入ってきます。

○木藤委員　　そういうことで入れられているのですね。分かりました。ほかの施設であまり見たことがないので伺いました。ありがとうございます。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会　　今後、ネット関連の強化はしていかないとまずくてですね、いろいろな施設の連絡がすべてネットに入ってきますので、こちらのほうで対処しているという状況でございます。あと、機材にプリンター等々も当然ありますので、ネットの絡みで。

○木藤委員　　分かりました。それを計上されていると。理解しました。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会　　はい、そうです。これは確かに高いですよ。

○木藤委員　　そうですね。ただ、活用方法によっては、予約をそういうシステムにしてみたりと、利便性を高めるということがあればよいかもしれません。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会　　そうするともっと高いです。

○木藤委員　　そうですか。分かりました。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会　　サイトの維持費とかセキュリティーとか、いろいろ掛かると思います。

○村上部会長　　ご利用方法としては、電話ですよ。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会　　電話でございます。

○村上部会長　　メールでの受付をされているわけではない。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会　　そうですね。

○村上部会長　　分かりました。ありがとうございます。

ほかにご質問等、おありになる方、いらっしゃいますでしょうか。

○中村委員　　今のお話で細かいのですけれども。皆様、お若いので昼間は仕事をされていると思うのですけれども。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会　　そうですね。

○中村委員　　平日は日常的に管理、使用料の徴収とか、基本的には事務員の方がやられているということで。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会　　そうです。今、9名体制でやっています。

○中村委員　　はい、分かりました。日常の市との連絡というのは平日されているのですかね。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会　　市との連絡に関してはメールでやっております。

○中村委員　　メールでやると、どなたが対応されるのですか。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会　　我々と事務局長4名です。

○中村委員　　事務所に行って対応されている。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会　　いやいや自分のパソコンのほうに入ってきますので。

○中村委員　　自分のパソコンで。そちらでもできる。分かりました。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会　　あと事務所のほうにもパソコンがありま

すので、事務員もすべて見られるようになっていきます。

○中村委員 分かりました。あと役員の方々というのは、今後勤務日数適宜というところなのですが、皆様、どういう勤務、月に1回ぐらい集まって何か会議をされたりするということは。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 毎月毎月会って会議とかというものではないですが、必ず給与の支払いとか、いろいろありますので、必ず月1回は集まってやっております。

○中村委員 分かりました。

○村上部会長 今のお話ですと、共有の管理運営団体としてのメールアドレス、アカウントを一つ持っていて、皆様パスワードを持っておられてということですかね。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 そうです。

○村上部会長 分かりました。ありがとうございました。

○千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 あと内部はLINE等々でもやり取りしていますので。常々しょっちゅう連絡を取っています。

○村上部会長 ほかにご質問等、おありになる方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいですかね。

(なし)

○村上部会長 では、ヒアリングを終了いたします。

千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会の皆様どうもありがとうございました。

〔千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会 退室〕

○村上部会長 10分程度休憩いたします。

(休憩)

○村上部会長 それでは議事を再開いたします。

事務局から、集計結果の報告をお願いいたします。

○文化振興課職員 それでは集計結果をご報告いたします。お手元にお配りしました審査結果集計表をご覧ください。

すべての審査項目につきましては、全員が「○」。管理運営の基準等で設定した水準どおりの業務が行われることが見込まれると判断されております。

以上です。

○村上部会長 この集計結果を踏まえ、当部会としては、千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会の提案内容は管理運営の基準等を満たしたものと判断し、千葉市幕張西スポーツ広場の管理を適切かつ確実にを行うことができるものと認めてよろしいでしょうか。

(承認)

○村上部会長 では続いて、意見交換に移ります。

次期指定管理期間中の管理運営において、特に留意すべき点など、申請者の提案内容について、ご意見やご要望はございますか。お願いいたします。

○木藤委員 こちらの幕張西スポーツ広場だけに限ったことではないのですが、やはり費用のところで幾らか余るような形の実績がございますので、それ自体の是非というのは、また別のところだと思いますけれども。基本的に指定管理というところに関しては、民間

のノウハウを使ってサービスを向上させるという点と、それから、かかる税金の負担を減らすという2点があると思います。ですので、こちら、それぞれの設備に対して、ある施設に対して、かかっている費用がそれぞれ少しずつ違うのですけれども、やはりその2点を考慮した運営をしていただきたいと思います。

具体的には、利用者数が上がれば、それだけ確かにサービスを享受されている人が多いということになりますが、もう一方で利用料収入がどういう形になっているかというのが見えません。まだここ、幕張西スポーツ広場はできて、まだ1年ちょっとというところがございますが、将来的には公共サービスなので、黒字になるというのが理想なのですけれども、そこまでもいかなくても、やはりかけている今の指定管理料、これに近づけるような利用料収入になるような利用者数というところを計算に入れて、まだ早いのですけれども、5年後なりはまた目標設定を改めて、そういう意識をしながら管理運営していただければいいと思います。

以上です。

○村上部会長 ありがとうございました。

ほかにご意見やご要望等、ございますでしょうか。

私、ヒアリングのときにご質問させていただいたのですけれども、野球で利用されている方が多いというのは、とてもいいことではあるのですけれども、やはり特定の一部のチームのみが利用する状態が固定化されるのは、公共の施設として少し疑問があるかなと思いますので、多目的広場もあるということです。多目的広場の活用をもう少し積極的に考えて、次期指定管理期間中に何か具体的な施策をしていただければいいと思います。

ほかにご要望やご意見等、おありになる方、いらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○村上部会長 では、意見をまとめますので、少しお待ちください。

では、本部会の意見といたしまして「将来的には指定管理料と同程度の収入になるように努力を引き続きしていただきたい」という点と、2点目として「利用者が特定の方に固定されないように多目的広場の活用など幅広い利用がなされるように工夫をしていただきたい」という2点を意見としたいと思います。

これらの意見については、施設所管課から千葉市幕張西スポーツ広場管理運営委員会にお伝えいただき、次期指定期間における施設の管理運営に十分反映させることとしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上で、議題2の「指定管理予定候補者の選定について」の審議を終了いたします。

次に、議題3の「今後の予定について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

○文化振興課職員 指定管理予定候補者の選定につきましては、選定評価委員会の答申におきまして、千葉指定管理予定候補者を最終的に決定することとなります。

その後、すべての選定者へ選定結果を通知し、指定管理予定候補者と仮協定を締結しまして、令和7年第4回千葉市議会定例会に指定管理者の指定議案を提出し、議決をいただきました後、基本協定を締結し、令和8年4月から新たな指定期間における指定管理開始となります。

以上でございます。

○村上部会長 ただいまの説明について、何かご質問等、おありになる方、いらっしゃ

いますでしょうか。

(なし)

○村上部会長 それでは、次に議題４の「その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

○文化振興課職員 それでは、今後の予定につきまして、ご説明させていただきます。

本日の会議の議事録につきましては、後日、委員の皆様にご確認をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次回は、第７回スポーツ部会を１０月２４日金曜日に、今度は本庁舎ではなくて「美浜区役所４Ｆ 職員研修室」にて予定しております。第７回スポーツ部会では、「千葉ポートアリーナ」の選定について、ご審議いただく予定でございます。よろしくお願いいたします。

○村上部会長 ただいまの説明について、何かご質問等、おありになる方、いらっしゃいますでしょうか。

(なし)

○村上部会長 最後に、全体を通して、委員の皆様から何かご質問、ご意見等、ございますか。

(なし)

○村上部会長 それでは、皆様方のご協力によりまして、本日の議事はすべて終了いたしました。ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しいたします。

○文化振興課職員 慎重なご審議ありがとうございました。

以上をもちまして、令和７年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第６回スポーツ部会を閉会いたします。先ほど申したとおり、次回は１０月２４日金曜日、第７回部会を美浜区役所４Ｆ職員研修室にて開催いたします。よろしくお願いいたします。

委員の皆様、本日は、お忙しい中、ありがとうございました。